

中部地方環境事務所 業務概況

平成 22 年版



平成 22 年 5 月



中部地方環境事務所

環境省

表紙の写真

左上 藤前干潟に飛来したコアジサシ（絶滅危惧 類：国際希少種）

左下 針葉樹も燃やせる薪ストーブ（森と火の織り成す環促進協議会（三重県桑名市）：
環境省地域協議会民生用機器導入促進事業）

右上 3 R 推進大会（長野市）で配布した3 R ふろしき（中部地方環境事務所作成、信
濃グランセローズの選手サイン入り）

右下 上信越高原国立公園・妙高高原の風景（天狗の庭から見た火打山）

はじめに

中部地方環境事務所は、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、自然環境保全等、今日の環境行政において国として軸足を地域に置いた施策の展開が求められていることを背景として、中部7県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県（ ））を管轄する環境省の地方支分部局として平成17年10月に設置されました。

（ ）国立公園及び国指定鳥獣保護区に関する管轄区域の特例として、新潟県及び群馬県の一部が含まれます。

環境省の出先機関として求められる役割として、これまで地域の様々な主体との連携・協働の下に、国としての責任を果たすべき課題に対する地域の実情に応じた機動的できめ細かな施策の展開、地域でのパートナーシップ形成を通じた地域環境力の活性化と支援の推進、地域での環境保全活動の推進や環境省本省の政策立案を支える地域の環境データバンクづくり等に努めてまいりました。

この業務概況は、中部地方環境事務所が現在取り組んでいる施策や中部地方の環境の現状について、より理解を深めていただくことを目的として、昨年度より作成しているものです。

とりわけ、平成22年は国際生物多様性年となっており、10月に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催されることから、開催地を管轄する環境省の出先機関としても、様々な関連施策を効果的に進めていくことが求められています。

このため、平成22年版の業務概況では、第1部において、COP10に向けた中部地方環境事務所の取組について詳しく紹介しました。また、第2部では、平成21年度を中心とした各分野における施策の実施状況と、平成22年度に計画している施策の概要について、できるだけ具体的なデータを用いて整理しました。さらに、参考資料を充実し、中部地方の環境の現状や取組をよりビジュアルに理解していただくための資料（MAPで見る中部地方の環境）を追加しました。

発足後5年目を迎えました中部地方環境事務所の活動について、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

目 次

第1部	C O P 1 0 に向けた中部地方環境事務所の取組	1
第2部	中部地方環境事務所の施策	
	総合的政策	
1	中部地方における環境保全施策の総合的な推進	7
2	中部地方における環境情報の収集・整理・提供	8
3	広報活動の推進	8
4	地域活性化の推進	9
	廃棄物・リサイクル対策	
1	地域における3Rの取組の活性化	10
2	廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進	11
3	廃棄物等の輸出入への対応	13
4	漂流・漂着ごみ対策	14
	環境保全対策	
1	地球温暖化対策の推進	16
2	環境教育の振興・環境保全活動の促進	20
3	水・大気・土壌環境等の保全	25
4	その他	26
	自然環境の保全と整備	
1	国立公園の管理	29
2	自然とのふれあいの推進	34
3	エコツーリズムの推進	35
4	その他	36
	野生生物の保護管理	
1	野生鳥獣の保護管理	39
2	希少野生動植物の保護	42
3	外来生物対策	43
4	その他	43
参考資料		
	中部地方の環境の現状	
1	温室効果ガスの排出状況	47
2	廃棄物・リサイクルの状況	48
3	大気環境の状況	49
4	水環境の状況	50
5	自然環境の状況	51
6	M A Pで見る中部地方の環境	53
	組織図・事務所等一覧	63
	中部地方環境事務所主要年表	65

第 1 部

C O P 1 0 に向けた 中部地方環境事務所の取組

第 1 部 C O P 1 0 に向けた中部地方環境事務所の取組

1 C O P 1 0 に向けた業務の実施方針及び業務の推進体制

平成 22 年 10 月、愛知県名古屋市で生物多様性条約第 10 回締約国会議（C O P 1 0）及び同条約カルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（M O P 5）が開催されます。これを契機に、中部地方環境事務所では、中部地方の N G O、企業、地方公共団体等多様な主体による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組がさらに進むことを目指して、次の方針で様々な取組を行っています。

- （ 1 ）中部地方における先進的な生物多様性保全施策の具体化を目指す。
- （ 2 ）行政、民間事業者、N G O 等関係主体の参画、連携を促進する。
- （ 3 ）普及啓発及び情報発信を効果的に行い、中部地方の社会に生物多様性を浸透させる。
- （ 4 ）本省との連携により、地域の実情を中央に伝え、最新情報を地域へ還元する。

また、「生物多様性国家戦略 2010」（平成 22 年 3 月 16 日閣議決定）では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組は、低炭素社会づくりや循環型社会づくりと統合的に進めることが求められています。

このため、中部地方環境事務所における様々な関連業務を一元的に推進し、より効果的な施策展開を図るため、中部地方環境事務所全体を挙げて C O P 1 0 に向けて取り組むプロジェクトチームとして、平成 21 年 4 月 1 日に「C O P 1 0 推進チーム」を設置し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する各種事業の展開、関係団体との連絡調整等を効果的に進めています。

C O P 1 0 推進チームは、統括自然保護企画官をチームリーダーとし、総務課長、国立公園・保全整備課長及び野生生物課長並びに同課員の他、環境対策課及び廃棄物・リサイクル対策課の課員並びに専任の職員を含め 10 名の体制でスタートし、平成 22 年度からは 25 名に体制を拡充しています。

2 中部地方における先進的な生物多様性保全施策の具体化

（ 1 ）「生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョン」の策定

中部地方では、都市圏の拡大による緑地の減少、里山の荒廃、放置された人工林の拡大、自然環境の連続性の分断、閉鎖性水域における水質の悪化（赤潮や青潮の発生）、干潟減少等が生物多様性保全上の課題となっており、課題解決のためには市民・地域による活動の広域連携と交流の促進が重要だと考えられます。

このため、有識者による意見交換会での検討を経て、主に伊勢・三河湾流域を対象に、社会的共通資本の一つである生物多様性の観点から持続可能な地域づくり構想として「生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョン」を平成 22 年 3 月に策定しました。ビジョンでは、伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための場と輪をつくる、伊勢・三河湾流域の再生に向けて行動する、伊勢・三河湾流域

の生物多様性の保全・再生の仕組みをつくるという、知識・文化、行動及び制度という連環する3つの要素から成る目標を示しました。

また、ビジョンに示された考え方や目標を普及し、実践するための第一歩として、平成22年3月6日に、愛知県名古屋市でシンポジウム「伊勢湾 森と海の未来」(約400名が参加)を開催しました。シンポジウムでは、多様な生き物と共存しながら豊かな営みを続けてきた地域づくりの知恵を見直し、生物多様性保全に向けた新たな取組の重要性が共有され、ビジョンで提示された伊勢・三河湾流域の土地の履歴、現状と課題や目標を凝縮した内容のシンポジウム宣言が採択されました(シンポジウムの模様は、中部地方環境事務所ホームページ(http://chubu.env.go.jp/to_2010/0507a.html))に掲載)。

(2) 三河湾及び三河湾流域の保護地域化検討調査等

三河湾の海域景観資質についてとりまとめるとともに、海域を含む三河湾流域全体を対象とした保護のあり方について検討しました。

(3) 生物多様性保全推進支援事業の実施

平成20年度から開始された環境省の生物多様性保全推進支援事業については、中部地方環境事務所管内からは「いしかわの里山の生物多様性保全再生事業」(石川県)、「かが里山イヌワシの森再生事業」(石川県加賀市)、「中池見における湿生希少野生動植物の保全管理ならびに賢明な利活用推進事業」(福井県敦賀市、平成21年度で終了)、「千曲市生物多様性保全事業」(長野県千曲市)、「富士見町アツモリソウの里環境保全事業」(長野県富士見町)、「東三河生物多様性保全事業」(愛知県)、「名古屋ため池生き物いきいき計画事業」(名古屋市)が採択されており、これらの実施状況について確認を行いました。

<平成22年度の施策>

平成21年度に策定した「生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョン」を実践するため、三河湾流域を中心に流域単位で生物多様性の持続可能な利用の実現に向けて以下の取組を実施します。

- ・既に地域で始まっている取組、例えば、森、川、里、海において生物多様性保全活動を実施する民間団体同士の対面による活動実態調査等
- ・地域における生物多様性の持続可能な利用に係る伝統的な知恵などの聞き書き調査
- ・各団体が集い、情報共有・意見交換を行うためのワークショップの開催

生物多様性保全推進支援事業については、平成22年度から開始する事業として、「陣ヶ岡丘陵地域生態系ネットワーク保全・再生事業」(福井県坂井市)が採択されています。

3 行政、民間事業者、NGO等関係主体の参画、連携の促進

(1) 民間事業者による生物多様性取組事例調査

民間事業者による生物多様性への取組の参画を促すことを目的として、平成21年度は、長野、岐阜、愛知及び三重の4県にある10の民間事業者を対象とし、先進的な取

組事例を収集する調査を実施しました。

(2) 円卓会議等の開催

行政機関やNGO/NPO等の各部門同士の情報の共有を通じて、COP10及びMOP5の円滑かつ効果的な開催に資するため、平成21年度は、国の機関を対象とした円卓会議(平成21年10月)や県の環境担当部長会議(平成22年2月)を開催しました。また、市民団体の連携と交流の促進を目指した意見交換会(平成22年2月)を開催する等、セクター別に情報共有の機会を設けました。

(3) COP10 支援実行委員会等への対応

平成20年9月に地元自治体や経済界等により、COP10の開催支援等を行うことを目的としてCOP10支援実行委員会が設立されました。実行委員会では中部地方環境事務所長が幹事となっており、関連して開催される支援実行委員会総会・幹事会、地元関係機関連絡会議、生物多様性国際自治体会議企画検討会等の様々な会合に、中部地方環境事務所の職員が参加して助言等を行っています。

<平成22年度の施策>

平成21年度に実施した民間事業者による生物多様性取組事例調査の結果を公表し、ホームページ上で閲覧できるようにするなど、当該調査結果の普及を図ります。

中部地方におけるCOP10に関係するセクターが一堂に会した「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)に関する情報共有のための中部地方円卓会議」(中部地方円卓会議)を平成22年4月20日に設置しました。中部地方円卓会議はCOP10開催までの間、おおむね1ヶ月に1回程度開催することとします。

COP10支援実行委員会が開催する各種委員会や検討会に参加して、助言等を行います。

4 効果的な普及啓発及び情報発信による中部地方の社会への生物多様性の浸透

(1) 普及啓発イベントの主催、協力、出展

中部地方の社会に生物多様性の概念を浸透させるため、生物多様性に係る普及啓発を目的とした様々なイベントを主催するとともに、他の主体が実施するイベント等への協力や出展を行いました。平成21年度以降これまでに主催、協力又は出展したイベントは、表のとおりです。

さらに、平成22年1月からは、中部地方環境事務所管内の志摩自然保護官事務所の発案により、全国の地方環境事務所等が連携した企画「地球のいのち、えがいてみよう」を実施しています。これは、全国の国立公園や国指定鳥獣保護区のビジターセンター等において、来館者の方々が自ら生き物の折り紙や塗り絵等を作成し、地域の自然環境を描いた模造紙に貼り付けることを通じて、地域の生物多様性の素晴らしさを表現しようとするものです(COP10期間中、白鳥地区の生物多様性交流フェアにて公開予定)。

(2) 生物多様性の普及啓発教材等の開発

中部地方の生物多様性とその保全の重要性について一般の方々の理解を深めてもらうことを目的として、次の教材等を作成し、公表しました。これらの教材については、中部地方環境事務所に備え付けており、希望に応じて、配布や貸し出しを行っています。

- ・パンフレット：「中部地方の生物多様性～暮らしに身近な生物多様性とその保全～」(平成21年3月作成)
- ・パネル：「守ることで人類も救われる生物多様性条約」及び「地球を考える3週間COP10/MOP5」(平成21年11月作成)等
- ・紙芝居：「たんぼとトンボとなかまたち」(平成21年3月作成)
- ・教材：「ドイツ政府作成 生物多様性 教育と情報のためのマテリアル」の日本語版(平成21年11月作成)

表 中部地方環境事務所が主催、協力又は出展したイベント(平成21年度以降)

日付	概要
平成21年 5月22-24日	2009年「国際生物多様性の日」記念イベント(COP10支援実行委員会と共催)へ出展(於:名古屋市)
6月26日	トークイベント 中部地方の地域環境力を創る(於:名古屋市) ・あん・まくどなと氏(国連大学高等研究所 いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット所長) 竹内恒夫氏(名古屋大学大学院環境学研究科教授)
9月3日	「セミナー生物多様性と民間事業者の参画」(生物多様性民間参画ガイドライン説明会)(於:名古屋市)
9月20日	環境デーなごや2009出展(於:名古屋市)
9月24日	生物多様性白書を読むセミナー～里山・里海の利用と保全活動が創る北陸地方の生物多様性～の開催(於:金沢市) ・講演:あん・まくどなと氏(国連大学高等研究所 いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット所長) 中村浩二氏(金沢大学環日本海域環境研究センター長教授)
10月21日	中部地方COP10関係省庁円卓会議開催(於:名古屋市) ・構成員:東海農政局、中部地方整備局、中部経済産業局、中部地方環境事務所
11月18日	生物多様性地域対話「ポスト2010年目標」開催(於:名古屋市)
12月22日	生物多様性地域対話「生物多様性国家戦略2010」開催(於:名古屋市)
平成22年 1月23日	国際生物多様性年キックオフシンポジウム「つなげる・つながる・つながってゆく！」～命の連鎖 - 私たちの里海・伊勢湾の生物多様性～開催(於:鳥羽市) ・講演:前川行幸氏(三重大学大学院生物資源学研究科教授) 高屋充子氏(きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長)、橋本政幸氏(鳥羽磯部漁業協同組合答志支所青壮年部) ・パネルディスカッション:江崎貴久氏(海島遊民くらぶ代表、コーディネーター)、前川行幸氏(三重大学大学院生物資源学研究科教授) 原条誠也氏(養殖事業者)、高屋充子氏(きれいな伊勢志摩づくり連絡会議)
1月29日	全国地方環境事務所等連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」開始 ・全国46カ所の国立公園、国指定鳥獣保護区のビジターセンターで来館者が、その地域で見られる生き物の折り紙や塗り絵を作成し、地域の自然環境を描いた模造紙に貼り付けることを通じて、地域の生物多様性の素晴らしさを表現する企画。 ・国際生物多様性の日(5/22)関連イベント等で成果を発信することを検討中。
3月6日	シンポジウム「伊勢湾 森と海の未来」(於:名古屋市、共催:中日新聞社、協賛:カゴメ株式会社、NEXCO中日本、ユニー株式会社) ・基調講演「社会的共通資本と生物多様性」 宇沢弘文氏(東京大学名誉教授 日本学士院会員) ・パネルディスカッション「流域の人と自然がつながるために」 片田 知行(中日新聞 岐阜支社長)、清野 聡子(東京大学大学院) 亀井 浩次(藤前干潟を守る会)、丹羽 健司(矢作川水系森林ボランティア協議会) 川の人、海の人等
4月19日	地球温暖化と生物多様性について考える～低炭素社会実現・生態系変化に企業はどう対応するべきか～(於:金沢市、主催:北陸環境共生会議、共催:中部地方環境事務所等)

(3) 情報発信

中部地方環境事務所のホームページでは、「COP10/MOP5 関連情報」の特設ページを設けており、当所のCOP10に向けた取組について発信しています。

また、同ページ内にある「生物多様性に関する各主体の動き」というコーナーでは、中部地方におけるCOP10に向けたNGO、企業、地方公共団体等の動きを取りまとめて発信しており、「COP10 に向けた情報のハブ」、「地域の情報交流のプラットフォーム」としての機能を果たしています。

【ホームページアドレス】http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m_3.html

<平成 22 年度の施策>

平成 22 年度は、「全国エコツーリズムセミナー」(平成 22 年 7 月 14 日～15 日)を主催するほか、国際生物多様性の日記念行事(平成 22 年 5 月 22 日～23 日)や第 30 回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～(平成 22 年 6 月 12 日～13 日)等への出展を予定しています。

全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」については、国際生物多様性の日記念行事において成果を発信します。

また、当所で作成した教材等をこれらのイベント等で積極的に利用するとともに、ホームページにおいて引き続き当所の取組や各主体による取組状況について発信していきます。

COP10 開催期間中は、伊勢志摩国立公園及び国指定藤前干潟鳥獣保護区等を対象とするエクスカージョンを積極的に実施します。

5 本省と連携した最新情報の地域への還元

本省が実施する生物多様性関係の報道発表のうち、中部地方に関係するものや中部地方の様々な主体に重点的に伝えることが適当と考えられるものについては、本省と同時に記者発表を行う等、最新情報を積極的に地域に伝えていきます。平成 21 年度に実施した主な同時発表案件は、次のとおりです。

【お知らせ】生物の多様性の保全のための民間活動の促進に関する制度の考え方に関する意見の募集について(平成 22 年 3 月発表)

【お知らせ】2010 年「国際生物多様性の日」及び「グリーンウェイブ」について(平成 22 年 2 月発表)

【お知らせ】生物多様性条約第 10 回締約国会議/カルタヘナ議定書第 5 回締約国会議(COP10/MOP5)ロゴマーク及びスローガン使用規程について(平成 21 年 12 月発表)

【開催予定】第 1 回生物多様性日本アワード授賞式等の開催について(平成 21 年 10 月発表)

【開催予定】「生物多様性アジアユース会議 in 愛知 2009」について(平成 21 年 7 月発表)

【開催予定】「アジア太平洋地域における生物多様性観測のネットワーク化のための国際ワークショップ」の開催について(平成 21 年 7 月発表)

<平成 22 年度の施策>

中部地方円卓会議については、関係主体の情報共有の場とするだけでなく、本省自然環境局生物多様性地球戦略企画室の参加を得て、C O P 10 の議題に関する国際的な議論の状況を説明する場としていきます。

C O P 10 / M O P 5 (10/11 ~ 10/29) や、中部地方において本省が主導して実施する行事等 (生物多様性国際ユース会議 in 愛知 2010 (平成 22 年 8 月 23 日 ~ 26 日) 及び生物多様性年クロージングイベント (平成 22 年 12 月 18 日 ~ 19 日) 等) については、地元関係団体や本省と一体となり対応します。

第2部

中部地方環境事務所の施策

1 中部地方における環境保全施策の総合的な推進

(1) 中部地域における環境と経済、社会の統合的向上モデル検討調査

平成 19 年度に、中部地方の地域特性や環境面での特性を分析するとともに、自治体や企業、NPO 等が地域の環境保全の課題に取り組んでいる特徴的な事例を収集し、こうした広範な事例の中から、中部地方の特性を生かして「環境と経済、社会の統合的な向上」を目指すモデルを示す検討を行いました。

本調査では、

中部地方の環境面の特徴の定量的・定性的な分析

中部地方における自治体や企業、NPO 等の環境保全に向けた取組事例

地域が連携して、環境資源を持続的に活用しつつ環境負荷を低減しながら地域活性化を図る方策

について調査・検討を行うとともに、都市・農村・山間地域のパターンに応じた「環境と経済、社会の統合的向上モデル」を整理し、中部地方全体の環境と経済、社会の好循環のイメージを検討しました。

調査報告書本文は、中部地方環境事務所ホームページ (http://chubu.env.go.jp/report/report_1.html) に掲載

(2) 中部地域環境政策ビジョン基礎検討調査

平成 19 年度に、中部地方の環境の状況、社会・経済の状況等について情報を整理・把握し、中部地方において優先的に取り組むべき横断的課題を抽出・整理する検討を行いました。

調査報告書本文は、中部地方環境事務所ホームページ (http://chubu.env.go.jp/report/report_2.html) に掲載

(3) 中部地方における地域資金循環を通じた環境コミュニティビジネス等の促進に関する調査

環境問題の高まりの中で、地域が地域の発想により、地域の実情にあった環境保全事業や市民活動（環境コミュニティビジネス等）が重要となっています。近年、こうした環境コミュニティビジネス等に対して、地域の金融機関やNPOバンクが資金的支援を行う取組事例が徐々に増えてきており、こうした取組を広げていくことで、地域の環境コミュニティビジネス等がより活性化していくことが期待されます。

このため、中部地方環境事務所では、平成 21 年度に、中部地方における金融機関やNPOバンクが行っている環境コミュニティビジネス等への資金支援の実態について、調査を行いました。本調査では、中部地方における金融機関やNPOバンクの環境保全に関わる金融商品、金融を通じたサービス、経営資源を活用した資金支援の実態につい

て調査し、その類型化を行うとともに、実際に地域で環境コミュニティビジネス等に資金支援を行っている取組事例をまとめました。

調査報告書本文は、中部地方環境事務所ホームページ（http://chubu.env.go.jp/report/report_5.html）に掲載

2 中部地方における環境情報の収集・整理・提供

（1）管内の環境情報の収集・整理・提供

管内の環境情報を的確に把握し、自治体の環境保全施策の推進に資するため、平成20年3月末現在の情報として、各県の環境白書等の公表資料及び提供資料を元に管内の環境の状況を分野ごとに整理するとともに、アンケート調査等を通じて各県・市町村における環境計画の策定等の概況、環境関連条例の制定状況、環境政策の課題、主な事業等について収集・整理した資料（「管内地方公共団体の環境保全対策に関する調査」）を平成20年8月に作成しました。

この資料については、管内の全自治体に送付するとともに、中部地方環境事務所ホームページ（http://chubu.env.go.jp/report/report_3.html）に掲載しています。

（2）中部地方における環境ローカルキャラクターの紹介

地域に密着して環境問題について取り組むことの大切さを訴えるため、いわゆる「ヒーロー」ものや、かぶりものをしたマスコット、キャラクター等（エコキャラ）が各地で活躍しています。中部地方環境事務所では、平成21年度に、中部地方（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県）におけるエコキャラの活動実態を調査しました。

その結果をホームページで周知するとともに、すでに活動しているエコキャラを活用することや新たにエコキャラを作ろうとしている人に参考としてもらうことを目的として、「エコキャラ活用ハンドブック in 中部」を作成・配布しています。（中部地方環境事務所ホームページ（http://chubu.env.go.jp/about_4.html）でもご覧になれます。）

3 広報活動の推進

中部地方環境事務所のホームページ（<http://chubu.env.go.jp/>）で最新の中部地方環境事務所の施策の推進状況等を掲載するほか、平成21年7月からメールマガジン（ちゅうぶ環境情報メルマガ～そらいる通信～）をEPO中部から月1回発行し中部地方における環境情報やイベント・募集情報等の提供を行っています。

また、平成20年3月からは、環境政策に関するトピックをきめ細かく伝えるとともに、中部地方における環境活動の情報交流を図ること及びCOP10の開催に向けて、「生物多様性」の社会への浸透や気運の向上に資するため、広報誌『ちゅうぶの環（わ）』を年4回発行し、広く配布しています。（中部地方環境事務所ホームページ（<http://chubu.env.go.jp/pr/wa.html>）でもご覧になれます。）

表 これまでの『ちゅうぶの環』の発行内容

平成 20 年春号	特集	中部地方環境事務所の紹介
平成 20 年夏号	特集 特集	生物多様性 「ストップ地球温暖化」にみんなで取り組みましょう 6月は「環境月間」です 『環境・循環型社会白書』が公表されました
平成 20 年秋号	特集 特集	中部山岳国立公園・上信越高原国立公園の紹介 3 R に取り組みましょう
平成 20 年冬号	特集 特集 特集	エコアジア 2008 が行われました 12月は「地球温暖化防止月間」です 中部地方の国指定鳥獣保護区の紹介
平成 21 年春号	特集 特集	白山国立公園・伊勢志摩国立公園の紹介 持続可能な開発のための教育「E S D」を知っていますか？
平成 21 年夏号	特集 特集	生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて 「緑の経済と社会の変革」を取りまとめました
平成 21 年秋号	特集 特集	生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて（その 2） 3 R に取り組みましょう
平成 21 年冬号	特集 特集	生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて（その 3） 12月は地球温暖化防止月間です
平成 22 年春号	特集 特集	生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて（その 4） 地域循環圏について

平成 22 年度の施策

ホームページ・メールマガジンについては、引き続きコンテンツの充実を図ります。広報誌『ちゅうぶの環』については、引き続き C O P 10 の開催に向けて、「生物多様性」の社会への浸透や気運の向上に資することを編集方針として発行します。

4 地域活性化の推進

政府では、地域活性化の取組を推進するため、内閣官房地域活性化統合事務局と各省庁及び地方支分部局などが連携し、取組を一貫して支援する体制として、地域ごとに「地方連絡室」を設置しています。中部地方環境事務所は、北陸圏・中部圏地方連絡室の一員として、「地方の元気再生事業」の実施や地域活性化に関する相談の受付を行っています。

平成 21 年度は、地方の元気再生事業として、以下の 3 つの事業を実施しました。

C O P 10 で世界へ発信！生物多様性「NAGOYA しみんプロジェクト」

（なごや環境大学、愛知県名古屋市）

環境のもりと木づかいプロジェクト：環境経済で地域木材産業を再生

（南信州木づかい協議会、長野県飯田市及び周辺市町村）

霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト

（霧ヶ峰自然環境保全協議会、長野県諏訪市、茅野市、下諏訪町）

廃棄物・リサイクル対策

1 地域における 3 R の取組の活性化

3 R の重要性を市民の皆さんに広く普及し、その取組を拡大させるとともに、循環型社会の形成を地方レベルでも進めるために、環境省では以下のような施策を行っています。

地域循環圏の構築に関する調査、検討等

平成 20 年 3 月に閣議決定された「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」に新たに位置付けられた、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」づくりを進めるための施策を展開しています。

中部地方環境事務所では、平成 20 年度に行った基礎調査結果を踏まえて、21 年度には関係機関等から成る協議会を設置し、事業系一般廃棄物である食品残さを中心に更に詳細な調査を行い、「地域循環圏」を本地域において構築するための方向性等について検討を進めました。また、三重県伊勢市にモデル地域を設定して、家庭から出される食品残さの回収実験やその有効利用方法等について検討する事業を実施しました。

3 R 普及啓発への取組

毎年 10 月の「3 R 推進月間」に合わせ、中部地方環境事務所でも各地でイベントを開催しています（平成 18 年；名古屋市、平成 19 年；富山県富山市、平成 20 年；長野県長野市及び三重県津市、平成 21 年；長野県長野市及び福井県福井市）。

平成 21 年に実施した長野市でのイベントでは、昨年度に引き続き野球の地域リーグチームである信濃グランセローズとタイアップして開催し、来場者にマイカップ 500 個を配布するなど、3 R 活動への協力について PR を行いました。また、福井市でのイベントでは、環境省 3 R 推進マイスターで石川県立大学教授・京都市環境学習センター館長の高月紘氏をお招きし、「一歩先を行くごみ減量のための取組」と題した講演会を開催しました。

各種リサイクル法の施行

「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）や「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）等の各種リサイクル法の適正な施行を担保し、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を推進するため、関係事業者を対象とする説明会を開催するとともに、関係事業者に対し立入検査を実施しました。（平成 21 年度立入検査件数：100 件）

各種モデル事業の実施

（ ）地域における容器包装廃棄物 3 R 推進モデル事業

容器包装廃棄物の 3 R に関する地域の各主体の連携によるトップランナー的な取組について、その効果を検証し発信することで、全国的な取組を推進することを目的とする「地域における容器包装廃棄物 3 R 推進モデル事業」を実施しています。

- 平成 21 年度に中部地方では、
- (ア)北陸地域の住民との協働によるアルミニウム付き紙パックの回収・再生事業(北陸グリーンエネルギー研究会(富山県高岡市))
 - (イ)お惣菜バイキング・マイパック持参制度構築事業(西濃環境NPOネットワーク(岐阜県揖斐川町))
- が事業を行い、各地域における容器包装廃棄物の削減の可能性が示されました。

() 循環型社会地域支援事業

NGO/NPOをはじめとする民間団体や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような先進的な事業を公募し実証事業として実施することにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を発掘・支援するため、「循環型社会地域支援事業」を実施しています。

平成 21 年度に中部地方では、

- (ア)竹鶏物語～3Rプロジェクト～(四日市大学エネルギー環境教育研究会(三重県四日市市))
 - (イ)大学、職人、商店街と地域が育む古着再利用事業「かさでらR」プロジェクト(かんでらmonzen亭(愛知県名古屋市))
- が事業を行い、各地域における循環型社会の構築のための検討が行われました。

() 使用済小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業

効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討を行うため、住民から排出される使用済小型家電を回収して、分別・解体・破碎・選別などの中間処理、レアメタルの回収及び有害物質の適正処理を行うモデル地域を公募し、「使用済小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業」を実施しています。平成 21 年度に中部地方では、名古屋市及び愛知県津島市において事業が行われました。

平成 22 年度の施策

平成 22 年度においても、引き続き、地域循環圏の構築に関する検討、3R普及啓発への取組、各種リサイクル法の適正な施行、本地域内における各種モデル事業をそれぞれ実施します。

特に の地域循環圏に関する調査については、学識経験者や関係機関等から構成される「中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討協議会」を設置しており、食品リサイクルのモデル事業の実施等を通じて、地域循環圏構築のための検討等を更に具体化し、その結果を食品リサイクルに関する地域循環圏の構築につなげていきます。

2 廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進

廃棄物の排出量はここ数年横ばいか減少傾向にあり、また、不法投棄の発生件数、残存量についても同様に減少しています。しかし、引き続き廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理を確保していくためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)等に基づき、排出事業者や廃棄物処理業者等を適切に監督・指導していくことが必

要です。

このため、中部地方環境事務所では、中部地方全体をとらえた広域的な視点から、域内の各県市と連携して、県や市における監視・指導といった取組の強化・支援を行うこと等を通じ、中部地方の廃棄物の適正処理・不法投棄対策を推進しています。

また、地震や大雨等の災害に起因して一度に大量に発生する廃棄物を適正に処理することは、公衆衛生を確保する観点からも、また速やかな復旧を進める観点からも非常に重要です。中部地方環境事務所では、これらの災害時に発生する廃棄物を処理する市町村に対し支援を行っています。

以下に、平成 21 年度に行った主な施策を紹介します。

全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける取組

不法投棄監視ウィーク（5月30日から6月5日まで）において、三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動、不法投棄防止を訴求する看板の作製及び設置、全国一斉陸海空集中パトロール並びにPRグッズの配布等による普及啓発等を、関係機関とも連携しながら集中的に実施しました。

不法投棄監視通報システムの設置

地方自治体が不法投棄等を未然に防ぐため実施する不法投棄の監視、パトロール業務を支援する目的で、不法投棄監視通報システム（監視カメラ）を域内 15 団体（20 か所）に順次設置し、不法投棄の監視を行いました。この結果、21 年度においては不法投棄行為者を特定・検挙する等の事例はありませんでしたが（注：20 年度においては 2 か所において行為者を特定）、設置場所での不法投棄が顕著に減少するなど一定の成果がありました。

中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議の開催

産業廃棄物の不適正処理・不法投棄の未然防止と早期解決に資することを目的として、適正処理の推進に関する専門家を交え、自治体の指導的立場にある職員を対象とした連絡会議を開催し、その中で行政処分の指針の正しい解釈や不法投棄の未然防止対策等について意見交換等を行いました。

産業廃棄物適正処理・不法投棄対策担当者を対象としたセミナーの開催

地方自治体の各出先機関等において産業廃棄物行政を担当する職員のスキルアップを図ることを目的として、日頃から産業廃棄物行政の先頭に立ち職務を遂行している自治体職員を講師として招き、行政代執行事例の報告等を内容とする講演会を開催しました。

災害廃棄物の適正処理

平成 21 年 8 月末に長野県内各地に被害をもたらした豪雨の際には、地元自治体との連携の下で速やかに被害状況を把握するとともに、被災した諏訪市が実施する災害廃棄物の処理及び北信保健衛生組合が実施する施設復旧工事に対して補助を行いました。

平成 22 年度の施策

平成 22 年度においても、引き続き、廃棄物の不法投棄の撲滅を目指し、全国ごみ不

法投棄監視ウィークにおける取組、不法投棄監視通報システムの設置、中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議の開催、地方自治体の産業廃棄物適正処理・不法投棄対策担当者を対象としたセミナーの開催等の施策を、自治体や各県警察等の関係機関とも協力しながら実施します。

3 廃棄物等の輸出入への対応

近年、アジア各国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、リサイクル等を目的とした循環資源の国際移動が活発化しています。それとともに、法に基づく手続きを経ずに廃棄物等を海外に輸出しようとする事例や、海外に輸出された有害廃棄物等が返送される事例が指摘されています。

このような状況を踏まえ、関係の税関等との連携・協力の下、不法輸出入防止に向けた水際対策強化の取組を実施しています。また、事業者が輸出入を行う際の補助となるよう、説明会の開催や輸出入に当たっての事前相談等を通じ、適正な輸出入が行われるよう取組を進めています。

保税エリアにおける検査

廃棄物処理法や「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(バーゼル法)に抵触する可能性のある輸出入申告が行われた場合には、税関からの通報を受け、中部地方環境事務所自らが貨物の検査を実施したり、税関による貨物開披検査に立ち会ったりして、適法性の確認を行っています。平成 21 年度は、廃棄物処理法に基づく検査は 1 件、税関からの依頼に基づく立会いは 14 件をそれぞれ実施し、うち 3 件に対して廃棄物処理法に基づく注意文書を発出しました。

制度の普及啓発

輸出入関係事業者を対象としたパンフレットを作成し配布するとともに、法令の概要を説明する「バーゼル法等説明会」を毎年 1 回開催しています。また、平成 21 年度は豊橋税関支署において、通関業者向けに同様の説明会を実施しました。

事前相談の実施

事前相談は、輸出入者又はその代理者からの相談に応じ、提出された書類に基づいて、貨物が廃棄物処理法やバーゼル法の規制対象か否かを判断し、相談者に口頭で回答する行政サービスです。これまでの実施実績は、平成 19 年度 161 件、平成 20 年度 194 件、平成 21 年度 178 件となっています。

また、平成 21 年度は事前相談された貨物の内容と実際の輸出物の整合性を確認するため、現地確認を 3 件実施しました。

平成 22 年度の施策

廃棄物やバーゼル法該当物の不法輸出入の防止に向け、税関職員に対する研修や意見交換会等も実施し、徹底した水際監視を継続・強化していきます。また、各地方税関支署における輸出入関連事業者に対する普及啓発にも力を入れるとともに、事業者からの事

前相談に対しては、迅速かつ的確な処理を進めていきます。

4 漂流・漂着ごみ対策

漂流・漂着ごみは、我が国においては、国内起因のみならず、地域によっては外国から大量に漂着しており、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の阻害や漁業への被害等の深刻化が指摘されています。

平成 21 年 7 月には、海岸における良好な景観の保全や生物多様性の確保に配慮し、総合的な海岸の環境保全及び再生を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)が公布・施行されました。中部地方環境事務所では、同法に基づき各県で設置された海岸漂着物対策推進協議会に参画し、助言等を行っています。

また、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査(第2期)」を、以下の海岸を対象として平成21年度から2か年の計画で実施しているほか、「漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業」(石川県輪島市(曾々木海岸～三つ子浜)、石川県加賀市(塩屋海岸～片野海岸))及び「藤前干潟クリーンアップ事業」を実施し、海岸のクリーンアップを行うとともに、クリーンアップ後の漂着ごみの回収・処理等に関する体制の確立の支援を実施しています。

- ・福井県坂井市(梶地先海岸～安島地先海岸)
- ・三重県鳥羽市(答志島桃取東地先海岸)

平成 22 年度の施策

海岸漂着物処理推進法第13条に定める国の基本方針に基づく各県等の地域計画作成に当たり、各海岸漂着物対策推進協議会に引き続き参画し、助言等を行います。また、策定された地域計画による各種施策の実施に当たっては、関係機関等との連携を図るとともに、漂着ごみの回収・処理等に関する体制の確立の支援を実施します。

廃棄物・リサイクル対策関連の主な業務の件数

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
(1) 産業廃棄物の適正処理の確保・3Rの推進				
	不適正処理の未然防止・早期発見のための監視・啓発活動	16	26	26
	A.自ら実施したパトロール等の実施	0	2	3
	B.自治体等実施のパトロール・検問等への支援協力	13	21	20
	C.その他の取組	3	3	3
	不適正処理現場の現地調査等の実施	6	6	6
	不適正処理に関する一般からの相談、通報の処理	41	37	38
	関係行政機関との連携(各種会議の開催・参画等)	28	29	30
	A.事務所主催の廃棄物対策関連の会議の開催	9	8	6
	B.自治体等主催の不法投棄対策等の連絡会議への参加	11	6	5
	C.自治体等主催のその他の廃棄物対策関連の会議への参加	8	7	16
	D.その他	0	0	0
	地方自治体等からの各種相談や疑義照会	24	26	35
	無害化処理認定制度の事前相談	2	4	3
	A.事前相談への対応	2	3	2
	B.認定申請の審査	0	1	1
(2) 一般廃棄物の適正処理の確保・3Rの推進				
	循環型社会形成推進地域協議会への参画	8	11	1
	循環型社会形成推進交付金申請に係る相談等の処理	36	40	50
	汚水処理施設整備交付金申請の処理	0	0	0
	災害等廃棄物処理事業費補助金の査定	10	8	2
	災害等廃棄物処理事業費補助金の市町村等向け説明会の開催	2	0	0
	下水道法に基づく公共下水道等事業計画に係る協議	5	3	1
	関係行政機関との連携(各種会議の開催・参画等)	25	26	26
	A.事務所主催の廃棄物対策関連の会議の開催	0	0	0
	B.自治体等主催の会議への参加	1	1	1
	C.地方自治体等からの各種相談や疑義照会への回答	24	25	25
(3) 廃棄物の輸出入に係る規制の執行				
	事業者からの輸出入に係る事前相談への対応	203	199	178
	廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入に係る申請処理	5	7	5
	A.廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認に係る申請処理	5	7	5
	B.廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸入許可に係る申請処理	0	0	0
	事業者等に対する立入検査、報告徴収等	13	5	18
	パーゼル法に関する事業者向け説明会の開催	1	1	2
	未然防止のための対策等	0	0	3
	パーゼル物の輸入に係る処分完了通知の受理	0	0	1
	パーゼル物の輸入に係る国内処理施設の環境法令違反事例の照会	0	0	1
(4) 廃棄物の再生利用等の推進				
	家電リサイクル法に基づく立入検査等の実施	70	73	68
	自動車リサイクル法に基づく立入検査等の実施	33	34	32
	食品リサイクル法に基づく再生利用事業の登録申請等の受理・審査	10	7	12
	廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度・広域処理認定制度に関する事前相談、現場確認	28	28	20
	容器包装3R推進環境大臣賞募集受付業務	6	5	3
	食品リサイクル法に係る登録再生利用事業者調査	0	0	0
	容器包装リサイクル法に係る調査	0	0	0
	容器包装リサイクル説明会	1	1	1
(5) 地域における3R取組の活性化				
	NPO、事業者が実施する3R推進のための実証事業の審査	11	5	13
	ごみの減量化や3R推進のための啓発活動の主催(3R推進ブロック大会等)	2	3	5
	A.自ら主催・共催したもの	2	3	3
	B.他の機関が主催したものにスピーカー・ブース出展等により参加したもの	0	0	0
	C.他の機関が主催したものを後援したもの	0	0	2
(6) 廃棄物処理業者等からエネルギー使用量の報告(省エネルギー法)や温室効果ガス排出量の報告(温暖化対策推進法)等の受理				
	廃棄物処理業者からエネルギー使用量の報告(省エネルギー法)や温室効果ガス排出量の報告(温暖化対策推進法)等の受理	105	110	110
	中小企業等協同組合法に基づく設立の認可・変更等の申請の処理	11	12	9
(7) その他				
	漂流漂着ごみに関すること	7	9	4

環境保全対策

1 地球温暖化対策の推進

(1) エネルギー対策特別会計を活用した二酸化炭素排出抑制対策の推進

環境省では、エネルギー起源の二酸化炭素(CO₂)の排出抑制対策を推進するため、エネルギー対策特別会計(平成18年度以前は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計)を活用した補助事業及び委託事業を実施しており、その一部を地方環境事務所が担当しています。

補助事業

平成17年度以前は、地方環境事務所は申請書の受付のみを担当し補助金の交付は環境省本省が行っていましたが、平成18年度以降は申請書の受理から交付まで執行しています。平成21年度までに中部地方環境事務所が執行した補助事業は以下のア～カの事業です。

- ア 実行計画に基づいた、地方公共団体の代エネ・省エネ施設設備の導入に対する支援(対策技術率先導入事業、業務部門対策技術率先導入補助事業)
- イ 都道府県が地球温暖化防止活動推進センターの施設として整備する事業に対する支援(エコハウス整備事業)
- ウ 地方公共団体の低公害車・次世代低公害車導入に対する支援(次世代低公害車普及事業、低公害(代エネ・省エネ車)普及事業、低公害車普及事業)
- エ 管内7県の地球温暖化防止活動推進センターが地域住民に対して行う普及啓発・広報活動への支援(都道府県センター普及啓発・広報事業)
- オ 地球温暖化対策地域協議会の活動として行う代エネ・省エネ対策機器の導入に対する支援(地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業、地域協議会民生用機器導入促進事業)
- カ 自然冷媒(ノンフロン冷媒)を用いた冷凍冷蔵装置の導入に対する支援(省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置普及モデル事業、省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業)

これらの補助事業は、平成17年度以降その名称と内容を変更しつつ現在に至っていますが、各年度の採択件数は表1のとおりです。

表1 年度別補助事業別採択件数

補助事業	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ア	3	5	3	3	4
イ	1	1	-	-	-
ウ	2	2	2	4	3
エ	5	6	7	7	7
オ	122(9)	30(3)	20(2)	3(1)	105(6)
カ	1	3	1	2	2

(注) オの()内の数字は、協議会数

アの概要は、表 2 のとおりです。

表 2 対策技術率先導入事業及び業務部門対策技術率先導入補助事業に係る補助事業概要

年度	自治体名	事業概要
17	石川県	県有 3 施設へ E S C O 事業による建物全体の省エネ設備を導入
	岐阜県	県庁舎別館（シンクタンク庁舎）へ高効率冷温水発生機 1 基を導入
	飛騨市	市民病院における省エネタイプの蒸気ボイラーの導入及び蒸気仕切弁の改善
18	石川県	県営 2 施設（金沢中警察署・石川県工業試験場）に E S C O 事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	三重県	県営播磨浄水場へ太陽光発電（150kW）を導入
	飯田市	健康増進施設へ太陽光発電（20kW）を導入
	名古屋市	消防署の出張所宿直施設に燃料電池（1kW）を導入
	安城市	市庁舎へ太陽光発電システム（27.5kW）を導入
19	石川県	県有 2 施設（教育センター、金沢西警察署）に E S C O 事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	三重県	北勢水道事務所屋上に太陽光発電（20kW）を導入
	箕輪町	消防署・地域交流センターへ太陽光発電（25kW）を導入
20	三重県	浄水場沈殿池上部に太陽光発電（150kW）を導入
	石川県	県有 4 施設（小松県税事務所・南加賀農林総合事務所、石川中央保健福祉センター、中能登総合事務所・中能登農林総合事務所、能登中部保健福祉センター・中能登土木総合事務所）に E S C O 事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	西尾市	市庁舎屋上に太陽光発電（50kW）を導入
21	松塩安筑老人福祉施設組合	組合運営の養護老人ホーム「温心寮」屋上に、太陽光発電（20kW）を導入
	蟹江市	町営の新給食センター屋上に、太陽光発電（20kW）を導入 同給食センター内に、バイオマス燃料製造装置（BDF装置）の導入
	伊勢市	伊勢市産業支援センターに太陽光発電（30kW）を導入
	三重県	播磨浄水場沈殿池上部に太陽光発電（65kW）を増設

また、力の概要は、表 3 のとおりです。

表 3 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置普及モデル事業及び省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業に係る補助事業概要

年度	事業者名	対象工場・事業所名、所在地	事業内容	冷媒
17	前田運送	前田運送川越町物流センター 三重県三重郡川越町	物流センター新築工事における空気サイクル廃熱利用冷凍装置導入事業	空気
18	味の素冷凍食品株式会社	味の素食品株式会社 中部工場 岐阜県揖斐郡	冷凍食品生産設備における自然冷媒凍結装置導入事業	NH ₃ CO ₂
	枇杷島製氷株式会社	枇杷島製氷株式会社 名古屋市	製氷工場新築工事における NH ₃ 冷凍装置導入事業	NH ₃

	江崎グリコ株式会社	三重グリコ株式会社 三重県津市	三重グリコ株式会社 1、2 製品冷蔵庫冷凍装置更新事業	NH ₃ CO ₂
19	高岡冷蔵株式会社	高岡冷蔵株式会社富山工場 富山県富山市	富山工場新築工事における自然冷媒冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
20	名豊興運株式会社	名豊興運株式会社小牧冷凍センター 愛知県小牧市	冷凍センター新築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
	興和冷蔵株式会社	興和冷蔵株式会社中部物流センター 愛知県一宮市	中央物流センター増築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
21	東洋水産株式会社	東洋水産株式会社中央物流センター 愛知県丹羽郡扶桑町	中央物流センター増築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
	株式会社ヒューテックノオリン	株式会社ヒューテックノオリン中部支店 愛知県小牧市	中部支店新築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂

委託事業

平成 20 年度からは、環境省本省が執行する委託事業である「低炭素地域づくり面的対策推進事業」に関し、地方環境事務所から同事業を実施する地域協議会へオブザーバーとして参加することとなり、平成 21 年度は、石川県金沢市、長野県茅野市、愛知県豊田市及び岐阜県御嵩町の各地域協議会に参画しています。

地域グリーンニューディール基金事業、中核市・特例市グリーンニューディール基金事業

地方公共団体には、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画や廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画など、様々な計画の策定と取組の推進が求められています。

こうした取組を地域が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、環境省は、平成 21 年度補正予算において、都道府県・政令指定都市に地域グリーンニューディール基金を、中核市・特例市に中核市・特例市グリーンニューディール基金を造成するための補助金を交付しました。

この基金を活用し、平成 21 年度から 23 年度末まで、省エネ改修、民間事業者支援、地域資源を活かした設備整備などを支援する事業が展開されています。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律の周知等

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度、地方公共団体実行計画・地球温暖化対策地域推進計画の策定及び地球温暖化対策地域協議会に関し、制度の周知活動や指導を行っています。

温室効果ガス算定・報告・公表制度の周知

温対法に基づき、平成 18 年 4 月から、温室効果ガスを相当程度排出する者（特定排出者）に自らの温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することが義務付けられています。平成 20 年 6 月の温対法改正では、平成 21 年度排出量（平成 22 年度に報告）から企業・フランチャイズチェーン単位での報告とすることや、新たに調整後温室効果ガス排出量の報告が必要となるなど、新しい算定・報告方法に変更されました。このため、中部地方環境事務所では、環境省本省と連携し、同制度の周知のため事業者に対する説明会を開催しています。

また、中部地方環境事務所では、同制度に関する質問や特定排出者コードに関する問い合わせ等に対して常時対応しています。

地方公共団体実行計画及び地球温暖化対策地域推進計画の策定推進

温対法に基づき、地方公共団体は、県及び市町村の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減措置に関する地方公共団体実行計画（事務・事業編）及び当該区域内における活動から排出される温室効果ガスに関する実行計画（地域施策編）を策定することとされています。

中部地方環境事務所では、環境省本省と連携し、計画策定に関する説明会を開催するほか、問い合わせ等に対応しています。

地球温暖化対策地域協議会に関する業務

環境省では、温対法に基づいて設立された地球温暖化対策地域協議会（地域協議会）の活動を支援するため、地域協議会の登録簿を整備し、全国の地域協議会の設立状況や活動内容等の情報について、インターネット等を通じて一般に公表し、地域協議会同士の情報交換や住民等への情報提供を推進しています。中部地方環境事務所では、地域協議会の設立に関する指導、登録申請書の受付窓口対応を行っています。

中部地方環境事務所管内の県別登録済み地域協議会数（平成 22 年 3 月 31 日現在）は表 4 のとおりであり、合計で 72 協議会となっています。

表 4 管内の県別登録済み地域協議会数

富山県	5	長野県	17	三重県	6
石川県	15	岐阜県	6	管内合計	72
福井県	4	愛知県	19		

(3) 中部エネルギー・温暖化対策推進会議

中部エネルギー・温暖化対策推進会議は、中部地域の国の地方支分部局、地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者団体、環境NPO等をメンバーとして、中部地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報を交換・共有し、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめとする中部地域の地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進するため、平成 17 年 3 月に設置されました。

中部地方環境事務所は、中部経済産業局とともに同推進会議の事務局を担当し、関係機関との連携を図りつつ、主として民生部門の啓発を図る取組を行ってきました。このうち、代表的な取組は表 5 のとおりです。

表5 中部エネルギー・温暖化対策推進会議による主な取組

開催年月日・開催場所	取組名	連携団体	参加者数
平成19年1月19日及び2月2日・中部地方環境事務所	温暖化防止対策技術の基礎講座	-	各開催日につき約30人
平成20年2月16日・富山市(富山市民プラザ)	CO ₂ 削減セミナー・北陸～家庭から始める地球温暖化ストップ～	富山及び石川の各県地球温暖化防止活動推進センター	約70人
平成20年3月29日・津市(アストホール)	講演会&東海3県活動報告-知ろう・わかれよう・始めよう!地球温暖化防止	岐阜、愛知及び三重の各県地球温暖化防止活動推進センター	約130人
平成21年1月24日・岐阜市(ホテルグランヴェール岐山)	シンポジウム&中部4県活動報告会-地球温暖化防止 ひろがれ!つながれ!ちいきの環(わ)	長野、岐阜、愛知、三重の各県地球温暖化防止活動推進センター	約110人
平成22年1月23日・名古屋市(名古屋栄ビルディング)	シンポジウム&中部4県活動報告会-地球温暖化防止 ひろがれ!つながれ!ちいきの環(わ)	長野、岐阜、愛知、三重の各県地球温暖化防止活動推進センター	約90人

平成22年度の施策

エネルギー対策特別会計を活用した二酸化炭素排出抑制対策については、各種の補助事業・委託事業等を着実に実施します。

改正温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度については、同制度の周知を目的とする説明会を平成22年度においても開催します。

また、地球温暖化対策を地域において実践していただくため、意識啓発を目的としたシンポジウムを中部エネルギー・温暖化対策推進会議とともに開催します。

2 環境教育の振興・環境保全活動の促進

(1) 中部環境パートナーシップオフィスの設置・運営

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する地方拠点として、「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック(7か所)に設置しています。

中部地方環境事務所では、平成17年9月に名古屋市に「中部環境パートナーシップオフィス(EPO中部)」を設置し、市民やNPO、企業、行政等の協働により、様々な環境課題への理解と認識を深めるための企業・行政・民間団体等を対象としたワークショップやセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会等を開催しています。EPO中部の年度別利用者数は、表6のとおりです。

表6 中部環境パートナーシップオフィス利用者数

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
来館者数(人)	1,164	1,727	1,846	2,132	1,451
HPアクセス数	36,586	137,988	174,365	193,844	226,397

(注)平成17年度については、9月に開館したため、来館者数は7か月間の総数。

HPは11月に開設したため、HPアクセス数は、5か月間の総数。

平成 22 年度の施策

EPO中部の設置から4年半が経過し、中部地方における環境パートナーシップ推進のための基盤となる関係づくりができるようになりました。このため、平成22年度においては、効果的、効率的な事業を行うことを目指した事業の重点化・見える化を行い、相談・助言業務を整理してコンサルティング機能を強化するとともに、環境パートナーシップの推進のための具体的提案等を中心とした事業を展開していきます。

また、10月に愛知県名古屋市で開催が予定されている生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けて、民間団体・企業・行政等のパートナーシップ形成の支援についても、目的や役割を明確にしながら実施していきます。

(2) 環境白書等を読む会の開催

平成18年に中部地方環境事務所として初めての「環境白書を読む会」を実施して以降、毎年6月の環境月間に合わせて「環境白書を読む会」を開催し、環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図っています。

表7 環境白書等を読む会開催概要

開催年度	開催日	開催地	参加者数(人)
平成18年度	H18.6.27	三重県(四日市市)	39
	H18.6.29	富山県(富山市)	56
平成19年度	H19.7.11	愛知県(名古屋市)	112
平成20年度	H20.6.20	長野県(長野市)	34
	H20.6.27	愛知県(名古屋市)	85
平成21年度	H21.6.26	愛知県(名古屋市)	125
	H21.9.24	石川県(金沢市)	52

平成 22 年度の施策

平成22年度も、継続して「環境白書を読む会」を開催します。平成22年度版の環境・循環型社会・生物多様性白書は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「生物多様性基本法」という3本の基本法を元に作成されています。このような機会を捉え、環境施策を分かりやすく国民の皆さんに伝えていくとともに、今年開催されるCOP10に向けて、環境意識向上のための普及啓発活動としても積極的に取り組む予定です。

(3) 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組の推進

「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」(平成17年~26年)の推進のため、平成18年3月に決定した我が国における実施計画に基づき、EPO中部における事業と連携して地域における実践事例の収集及びフォーラムの開催、パンフレット等を通じた普及啓発等の取組を行いました。

中部地方環境事務所においても、平成21年度に、教育関係者を対象としてパンフレットを作成・配布しました。

平成 22 年度の施策

「持続可能な社会」を創るために、既に中部地方に存在している「持続可能な開発のための教育」活動を更に発掘し、優良事例の共有化を図ります。また、北陸・東海エリアとの情報交流の促進も図ります。また、中部地方環境事務所の中部7県1市環境教育担当者の連携を図るなど、中部地方から「持続可能な社会づくり」をリードする政策が生み出されるよう、関係機関との連携を強化します。

(4) 環境教育リーダー研修基礎講座の開催

中部地方における環境教育・環境学習を推進する人材として、今後重要な役割が期待される学校教員及び地域の環境活動実践リーダーを対象に研修を行い、指導者としての能力を養成するとともに、参加者相互の交流によりパートナーシップ構築の礎を築き、地域における環境教育・環境学習の推進を図るため、平成13年から毎年度管内各県を巡る形で実施しています。平成18年度以降の開催概要は、表8のとおりです

表8 環境教育リーダー研修基礎講座開催概要(平成18~21年度)

開催年度	日程	開催地	参加者数(人)
平成18年度	H18.8.23-25	三重県(鈴鹿市)	45
平成19年度	H19.8.27-29	長野県(塩尻市)	48
平成20年度	H20.8.20-22	岐阜県(高山市)	54
平成21年度	H21.8.26-28	愛知県(岡崎市)	37

平成 22 年度の施策

平成22年度の研修は、8月に石川県にて実施する予定です。本研修は、石川県の生涯学習施策の「いしかわ県民大学校」と連携して講座の1つとして環境教育リーダー研修基礎講座を開設することとしており、COP10開催に当たっての支援・貢献となるよう、研修内容を工夫し、地域環境教育を担う人のための講義やワークショップなどを実施します。

(5) 環境カウンセラー研修の実施

環境省では、平成8年9月に「環境カウンセラー登録制度実施規程」を告示し、環境カウンセラー登録制度を創設しました。この制度は、環境保全活動を行おうとする市民や事業者に対して環境保全活動等に関する知識を付与したり、活動に関する助言や指導を行うことを希望する者のうち、適切な能力・識見を有する者として国民に広く推奨すべき者を登録し、広く一般に公表することにより、市民や事業者等の環境保全活動を推進するものです。

この環境カウンセラーに対して、実施規程に基づき、環境カウンセラーの資質、能力等の向上を図ることを目的に、環境カウンセラー研修を表9のとおり実施しました。

表9 年度別環境カウンセラー研修の概要

平成 17 年度環境カウンセラー研修（平成 17 年 12 月 14 日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	環境学習・教育（愛知万博から学んだこと）	川島 直（財団法人キープ協会常務理事）	125 人
事例発表	3 R の推進	山川 幹子（環境カウンセラー）	27
	我が家の環境大臣事業	金田 八重（環境カウンセラー）	25
	環境経営とエコアクション 21	磯谷 善一（環境カウンセラー）	34
	地球温暖化防止と環境パートナーシップによる解決法	深谷 正明（環境カウンセラー）	39
平成 18 年度環境カウンセラー研修（平成 18 年 10 月 25 日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	地域社会を巻き込んでの活動	千頭 聡（日本福祉大学情報社会学部教授）	119 人
事例発表	教育現場との連携	岡本 明子（環境カウンセラー）	30
	地域活動の中での温暖化対策	小林 由紀子（環境カウンセラー）	24
	事業者と連携の環境教育	篠田 陽作（環境カウンセラー）	38
	事業現場での活動	平林 昭敏（環境カウンセラー）	27
平成 19 年度環境カウンセラー研修（平成 19 年 11 月 6 日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	名古屋の二酸化炭素 2050 年に 1990 年比マイナス 60%？	竹内 恒夫（名古屋大学大学院環境学研究科教授）	120 人
事例発表	カウンセラー活動について	服部 宏（環境カウンセラー）	36
	エコライフ・ゴミ問題	矢口 芳枝（環境カウンセラー）	26
	学校ビオトープについて	井上 哲夫（環境カウンセラー）	26
	企業から市民に向けた環境活動	中野 昭彦（環境カウンセラー）	32
平成 20 年度環境カウンセラー研修（平成 20 年 11 月 5 日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	生物多様性～動物園の役割と動物園で学ぶこと～	小林 弘志（東山動物園園長）	133 人
事例発表	生物多様性とは	坂部 孝夫（環境カウンセラー）	31
	生物多様性のプログラム	青木 雅夫（環境カウンセラー）	27
	生物多様性のフィールドワーク	後藤 公男（環境カウンセラー）	36
	地球温暖化と生物多様性	杉山 範子（環境カウンセラー）	39
平成 21 年度環境カウンセラー研修（平成 21 年 10 月 29 日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム	講師	参加者数	
全体講義	生物多様性～動物園の役割と動物園で学ぶこと～	林 清比古（愛知県顧問）	
事例発表	野生生物との共生	加々美 孝男（環境カウンセラー）	
	天竜川の生態系保護保全活動	清水 裕（環境カウンセラー）	
	自然観察やリサイクル環境教育	出口 省吾（環境カウンセラー）	
	温暖化防止・森のインタープリター	浅野 智恵美（環境カウンセラー）	

平成 22 年度の施策

平成 22 年度についても、研修内容の充実（昨今の情勢等を踏まえた内容、受講者のニーズに合った内容等）を図りながら実施します。多様な企画を踏まえながら名古屋市内で実施します。

（6）中部エコライフ・フェア等の開催

平成 18～20 年度は中部地方環境事務所管内のより良い環境対策の推進を目指し、地球温暖化、廃棄物の 3 R、生物多様性の保全等様々な環境問題や環境保全活動への理解を深めてもらうため、他の国の地方支分部局、地方自治体、企業、NGO/NPO 等の協

力を得て、環境保全活動への取組についての展示や普及活動の啓発を目的に、6月の環境月間に「中部エコライフ・フェア」を表10のとおり開催しました。平成21年度は環境月間行事として、2009年国際生物多様性の日・記念イベントを共催しました。

表10 中部エコライフ・フェア開催等の概要

平成18年度中部エコライフ・フェア (平成18年6月6～8日：名古屋市栄・オアシス21「銀河の広場」)	
概要：ステージイベント、ブース展示(パネル展示等) 体験コーナー等	
参加団体	中部運輸局、中部地方整備局、名古屋税関、東海農政局、中部森林管理局、第四管区海上保安本部、中部経済産業局、名古屋地方気象台、名古屋市、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県、愛知県、長野県、名古屋港管理組合、中部電力、東邦ガス、J R 東海、名古屋鉄道、N E X C O 中日本、愛知県産業廃棄物協会、下水汚泥リサイクル、(株)エコアクションニュース、愛知環境カウンセラー協会、E P O 中部、第48回自然公園大会三重県実行委員会、愛知県地球温暖化防止活動推進センター、E C O C A R A V A N、モリゾー・キッコロと環境活動を推進する会、Eco japan cop2006 実行委員会、伊勢・三河湾流域ネットワーク、かいたまや、コミュニティ・ユース・バンク momo、字と字で通じ合うアジア漢字圏交流、日本E V クラブ愛知、絆・創・倅 net、マイ箸基金、seRection、藤前干潟を守る会、I T エコサイクル推進機構、E X P O エコマネーセンター、あいち菜の花活用推進協議会(計44団体)
平成19年度中部エコライフ・フェア (平成19年6月16～17日：名古屋市栄・オアシス21「銀河の広場」)	
概要：ステージイベント、ブース展示(パネル展示等) 体験コーナー等	
参加団体	名古屋税関、東海農政局、中部森林管理局、中部経済産業局、中部地方整備局、第四管区海上保安本部、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、C O P 10 誘致委員会、なごや環境大学、名古屋森林管理組合、N E X C O 中日本、中部電力、東邦ガス、J R 東海、名古屋鉄道、国立環境研究所、愛知環境カウンセラー協会、E P O 中部、愛地球計画、愛知県地球温暖化防止活動推進センター、碧い地球ねっと、E S D - T、E X P O エコマネーセンター、環境市民、木田エコクラブ、キルトネットワークジャパン、心のアラスカ、seRection、てとてボランティア会、日本野鳥の会愛知県支部、ネイチャークラブ東海、藤前干潟を守る会、モリゾー・キッコロと環境活動を推進する会、森の天使、矢作川水系森林ボランティア会(計39団体)
平成20年度ちゅうぶエコライフ・フェア (平成20年6月14～15日：名古屋市栄・オアシス21「銀河の広場」)	
概要：ステージイベント、ブース展示(パネル展示等)、体験コーナー等	
参加団体	中部地方整備局、中部森林管理局、東海農政局、岐阜県、三重県、愛知県、名古屋市、N E X C O 中日本、中部電力、C O P 10 誘致委員会、愛知環境カウンセラー協会、E P O 中部、中部空港島周辺海域調査研究会、フィトラボ、Sha-chi.jp、山崎川グリーンマップ、あいちの海グリーンマップ(計16団体)
平成21年度環境月間行事(2009年国際生物多様性の日・記念イベント) (平成21年5月22～24日：名古屋市栄・オアシス21「銀河の広場」)	
概要：トークセッション、ブース展示(パネル展示等)、体験コーナー等	
参加団体	生物多様性条約第10回締約国会議(C O P 1 0)支援実行委員会主催の記念イベントに共催として中部地方環境事務所各課によるブース展示等で参加

平成22年度の施策

平成22年度についても、環境月間行事として、2010年国際生物多様性の日・記念イベント等に参加します。

3 水・大気・土壌環境等の保全

(1) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に係る指導・監督

使用が廃止された有害物質使用特定施設（有害物質を製造、使用又は処理する水質汚濁防止法の特定施設）に係る工場又は事業場の敷地であった土地等の所有者等は、「土壌汚染対策法」に基づき、当該土地の土壌汚染の状況について環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させて、その結果を都道府県知事に報告することとされています。中部地方環境事務所では、管内に事業所を有する指定調査機関の指定や各種届出の受付等の業務を行っています。

また、毎年1回、環境省本省の指示により、指定調査機関の現況について確認を行っており、その結果に基づき指導等を行っています。

中部地方環境事務所が指導・監督を行うこととされている指定調査機関（当事務所管内のみに事業所を有する指定調査機関）は、平成22年3月31日現在199機関です。

(2) 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請等の窓口

石綿を吸入することにより、中皮種や肺がんになられた方及びこれらの疾病に起因して亡くなられた方のご遺族に対する「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付の申請等の受付窓口を、独立行政法人環境再生保全機構及び保健所とともにを行っています。

(3) 農薬使用基準遵守状況等監視調査

農薬使用者が「農薬使用基準」を遵守しているかどうかを確認するために、農薬の保管状況や排出水中の残留農薬を確認するための調査を平成16年度から実施しています。調査内容は、農薬の保管状況及び公共用水域に排出される水の残留農薬濃度であり、県の環境部局が残留農薬濃度の検査を実施しない県に所在するゴルフ場のうち、1県当たり1ゴルフ場に対し実施しています。

ゴルフ場で使用される農薬については、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」により45農薬について指針値が策定されていますが、指針値を上回る残留農薬が検出されたケースはありません。

(4) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく立入検査

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、新規化学物質のうち、その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等から見てその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合（他の化学物質の中間物として製造・輸入する場合等）において、製造・輸入者からの申出に基づいて国（厚生労働省、経済産業省及び環境省）の事前確認を受けた物質について、申出どおりに製造（輸入）が行われているかを確認するために、立入検査を実施しています。

立入検査は年2～3回、1回当たり数事業者に対し、環境省本省、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構と合同で実施しています。

平成 22 年度の施策

土壌汚染対策法に基づく指定調査期間に係る指導・監督及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請の窓口業務については、着実に実施します。

住宅地等における農薬の適正使用に関する研修会を、北陸農政局及び福井県との共催により、地方公共団体担当者を対象として開催します。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく立入検査については、着実に実施します。

4 その他

(1) 環境影響評価

地方環境事務所における環境影響評価業務は、平成 20 年 9 月までは環境影響評価手続以降のフォローアップ作業が主な業務となっていました。

平成 20 年 10 月からは、戦略的環境アセスメント（SEA）の迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件のフォローアップの着実な実施のため、地方環境事務所組織規則の改正が行われ、地方環境事務所の所掌事務として「環境の保全の観点からの環境影響評価に関する審査に関すること」が明確に位置付けられ、関係する地方支分部局や自治体から情報収集を行っています。平成 21 年度は、足羽川ダム建設事業、国道 19 号瑞恵道路、西知多道路に関する情報収集を行いました。

また、東海・北陸ブロック環境影響評価審査担当者会議、全国環境影響評価関係課長会議等の会議に出席し、意見交換を行っています。

平成 22 年度の施策

平成 22 年度においては、関係する国の地方支分部局や自治体と緊密な関係を築きながら、北陸地方においては整備新幹線や足羽川ダム建設事業、能登自動車道（田鶴浜～七尾）東海地方では国道 19 号瑞恵道路、西知多道路等や、環境大臣意見提出終了案件の設楽ダム等の情報収集を行います。

また、環境省本省と連携しながら、必要に応じて現地確認を行います。

(2) エコアクション 21 認証・登録制度の普及

エコアクション 21（EA21）認証・登録制度は、中小事業者でも容易に取り組める環境経営システムとして、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく制度です。同制度の普及を促進するため、中部地方環境事務所主催のセミナーを平成 21 年度に表 11 のとおり開催しました。

表 11 エコアクション 21 認証・登録制度に関するセミナー実施概要

実施年月日	平成 21 年 11 月 25 日 (木) 13:00~17:00
会場	ポルファートとやま
主催	中部地方環境事務所
共催	富山県、(財)富山環境財団 (E A 21 地域事務局)
参加者数	300 人
内容	エコアクション 21 審査人による エコアクション 21 認証・登録制度の概要及び改訂ガイドラインの説明、 認証・登録事業者による事例紹介 (講習会のうちエコアクション 21 のみ記載)

平成 22 年度の施策

平成 22 年度は、北陸地域の事業者を対象に、エコアクション 21 認証・登録制度のセミナーを他の温暖化対策も含めた説明会として開催します。

環境保全対策関連の主な業務の件数

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
(1) 地球温暖化対策				
	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計を活用した事業の交付申請書の審査、交付決定、額の確定・通知に係る事務	17	17	22
	温室効果ガス算定・報告・公表制度に係る説明会の開催	2	2	27
	地域エネルギー温暖化対策推進会議等の開催	5	3	3
	地球温暖化防止のための普及啓発活動の実施(イベントの企画、セミナーの開催、研修講師等)	15	1	17
	温暖化防止に向けた取組への連携(各種温暖化対策会議への参画等)	-	-	32
	改正フロン回収・破壊法に係る説明会	1	0	0
	E S Tモデル事業に係る普及啓発委託事業関係会議等	2	1	0
(2) 環境教育の振興、環境保全活動の推進				
	環境パートナーシップオフィスの運営(事務所の参画等)	124	54	91
	環境教育リーダー研修・環境カウンセラー研修の実施	2	2	2
	A.環境教育リーダー研修の実施	1	1	1
	B.環境カウンセラーに対する研修の実施	1	1	1
	環境問題に係る知識の習得のための学習会の開催	8	0	0
	エコアクション21の普及・啓発の実施(セミナー等への出席、講師等)	0	1	2
	環境学習フォーラム・セミナー	0	0	0
	環境カウンセラー協議会・ブロック会議	0	0	0
	こどもエコクラブ事業	1	0	0
	我が家の環境大臣事業	1	0	0
	各種連絡協議会・情報連絡会・出前講座	3	14	11
	国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業	2	1	2
	中部エコライフ・フェア等の開催、出展	1	1	2
	訪問学習の受け入れ	0	1	3
	環境白書を読む会の開催	1	2	2
	各種環境行事の活性化、環境保全活動の推進(後援名義)	26	29	24
(3) 水・大気・土壌環境等の保全				
	農業取締法に基づくゴルフ場の農業使用遵守状況の調査	3	3	3
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査、普及啓発活動	0	0	0
	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、指導監督	85	60	67
	農業適正使用に関する指導者向け説明会の開催	1	0	1
	水・大気・土壌環境関連、各種連絡協議会・情報連絡会	-	-	38
(4) その他				
	環境影響評価業務の情報収集・フォローアップ報告	3	5	3
	石綿健康被害救済制度に係る説明会	1	1	1
	所管法令改正等に伴う説明会の開催	2	8	0

自然環境の保全と整備

1 国立公園の管理

(1) 上信越高原国立公園

上信越高原国立公園は、昭和24年9月7日に、浅間、菅平、志賀、草津の代表的な4つの高原と谷川岳一帯及び苗場山が指定され、さらに昭和31年7月10日に妙高・戸隠地域が拡張されました。

公園区域及び公園計画の見直し作業は、「谷川・苗場」、「志賀高原」、「須坂・高山」、「草津・万座・浅間」、「妙高・戸隠」の5地域に分け実施しています。当初指定地域では「草津・万座・浅間」が平成19年に再検討が終了し、順次、「須坂・高山」、「谷川・苗場」、「志賀高原」に着手することとし、「須坂・高山」については、平成21年度に素案（事務所案）を作成しています。

「妙高・戸隠」地域は平成14年に第3回点検が終了し、5年以上が経過したことから、第4回点検を行っており、平成21年度に素案（事務所案）を作成しています。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、自然公園法に基づく各種行為や公園事業に係る許認可等の審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに同公園では、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民や団体等により、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進することを目的として、グリーンワーカー事業（国立公園等民間活用特定自然環境保全事業）により、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や、外来種対策事業、清掃活動事業を行いました。

他方、同公園では、多様な主体の参画による公園管理を実現するため、草津・万座・浅間地域において平成19年度から20年度に実施した、参加型管理運営体制検討調査業務の成果を管理計画の策定に反映し、平成21年度に環境省原案を作成しました。国立公園の自然風景地の保護及び管理を担う公園管理団体として、平成20年3月にNPO法人浅間山麓国際自然学校が環境大臣から指定され、浅間地域で業務を実施しています。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、国立公園の主たる利用拠点の集団施設地区である万座、鹿沢、笹ヶ峰、五最杉を中心に整備するほか、「谷川・苗場」においては苗場山の登山道、「志賀高原」においては山岳トイレ、「草津・万座・浅間」においては、本白根山の登山道、「妙高・戸隠」においては火打山及び妙高山の登山道の整備を実施しています。

表1 上信越高原国立公園における許認可等の件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
行為の許可等の件数	43件	48件	110件
事業の認可等の件数	84件	71件	73件

表2 上信越高原国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成19年度	187,300	苗場山登山線歩道、本白根線歩道、志賀山周回線歩道、鳥居峠四阿山線歩道、笹ヶ峰高谷池線歩道ほか
平成20年度	164,500	苗場山登山線歩道、本白根線歩道、志賀山周回線歩道、根子岳登山線歩道、笹ヶ峰高谷池線歩道ほか
平成21年度	151,882	苗場登山線歩道、菅平四阿山線歩道、新鹿沢旧鹿沢線歩道ほか

事業費については、新潟県への施行委任事業分を含む

平成22年度の施策

「須坂・高山」、「妙高・戸隠」の公園計画については、それぞれ平成22年度秋の中央環境審議会に諮問をすべく関係行政機関との協議を進めます。

平成20年度から策定作業を進めてきた上信越高原国立公園(草津・万座・浅間)管理計画については、平成21年度にパブリックコメントが終了し、平成22年度中に策定します。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成22年度のグリーンワーカー事業については、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、外来種対策事業、清掃活動事業、火打山に生息するライチョウの保全を目的とした調査を実施します。

さらに、平成21年度まで重点的に施設整備を行ってきた登山道についても、引き続き安全・安心、自然環境の保全に十分配慮して整備を行うほか、国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備としてエントランス整備事業を実施します。

(2) 中部山岳国立公園

中部山岳国立公園は、昭和9年12月4日に指定されました。公園区域及び公園計画の見直し作業(第1回点検)は、平成17年度に終了し、平成20年度からは中部山岳国立公園南部地域(上高地地域、乗鞍地域、飛騨地域)を対象に管理計画策定作業を進めており、平成21年度に素案(事務所案)を作成しています。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、自然公園法に基づく各種行為や公園事業に係る許認可等の審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに、同公園におけるグリーンワーカー事業として、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や、オオハングソウ等の外来種対策事業や清掃活動事業を行いました。

上高地は、平成16年度から観光バスの一部乗り入れ規制を行い新たな局面を迎えているほか、インバウンドの推進により増加する外国人利用者への対応及び上高地内における利用者と人慣れしたニホンザルに代表される野生動物との適切な関係の構築が求めら

れています。

同公園内の施設整備については、国立公園の保護及び適正な利用を図るため、集団施設地区の上高地、乗鞍及び立山において、安全・安心に配慮した整備を実施するとともに、利用上特に重要な路線での登山道整備を推進しています。

表3 中部山岳国立公園における許認可等の件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
行為の許可等の件数	75件	63件	145件
事業の認可等の件数	89件	77件	54件

表4 中部山岳国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成19年度	325,800	中保長柵線歩道、室堂園地、島々明神線歩道、上高地園地、乗鞍高原園地ほか
平成20年度	338,700	弥陀ヶ原園地、蓮華温泉朝日岳線歩道、河童橋明神池線歩道、乗鞍高原園地ほか
平成21年度	705,930	樺平博物展示施設、蓮華温泉朝日岳線歩道、沢渡園地、島々明神線歩道ほか

事業費については、新潟県、長野県、富山県への施行委任事業分を含む

平成22年度の施策

中部山岳国立公園南部地域の管理計画については、平成22年度中にパブリックコメントを実施し、策定します。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成22年度のグリーンワーカー事業については、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、ボランティア等も活用したオオハンゴンソウ駆除等の外来種対策事業や、清掃活動事業を実施します。

さらに、人と地球にやさしく、安全・安心に配慮した集団施設地区を目指し、上高地、立山において園地整備を実施するとともに、上高地のシャトルバス入口に当たる沢渡地区において、観光バス乗り入れ規制に対応した整備を引き続き関係市と協力して実施し、国立公園核心地域へのゲートとしての機能の拡充を図ります。

(3) 白山国立公園

白山国立公園は、昭和37年11月12日に国立公園に指定され、平成21年10月に公園区域及び公園計画の見直し作業(第2回点検)が終了し、平成21年度は同公園全域を対象に管理計画の改定のための白山国立公園管理計画検討会を開催しました。

また、自然公園法の改正に伴い創設された生態系維持回復事業の指定について、平成22年度秋の中央環境審議会へ諮問に向け作業に着手しました

さらに、同公園区域及び公園計画の見直し作業(第3次点検)に向け現地調査を実施

しました。

一方、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、自然公園法に基づく各種行為や公園事業に係る許認可審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに同公園におけるグリーンワーカー事業として、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や低地性植物の侵入防止等の外来種対策事業等を行いました。

他方、同公園とその周辺地域の4県6市1村の関係者が地域や立場を越えて協議・連携・協働する組織として、平成19年1月に環白山保護利用管理協会を中部地方環境事務所が主体となって立ち上げました。さらには、この組織を含め多様な主体の参画による公園管理を実現するための、参加型管理運営体制検討調査業務を平成19年度から21年度にかけて行いました。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、白山の主要な登山道について登山道整備を計画的に継続してきたほか、一部の園地整備を平成18年度、20年度及び21年度に、国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備としてのエントランス整備事業を平成19年度及び20年度に、それぞれ実施しました。

表5 白山国立公園における許認可等の件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
行為の許可等の件数	46件	47件	41件
事業の認可等の件数	3件	15件	13件

表6 白山国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成19年度	133,200	白山南山稜線歩道、別当出合弥陀ヶ原線歩道、エントランス整備ほか
平成20年度	108,000	白山大白川線歩道、高飯場南竜ヶ馬場室堂線歩道、根倉谷園地ほか
平成21年度	379,200	別当出合弥陀ヶ原線歩道、白山南山稜線歩道、高飯場南竜ヶ馬場室堂線歩道ほか

事業費については、石川県への施行委任事業分を含む

平成22年度の施策

公園計画については、生態系維持回復事業の指定に向けた公園計画の変更(一部変更)を平成22年度秋の中央環境審議会に諮問するとともに、新たな視点に基づく自然環境調査等と評価を踏まえ、公園区域及び公園計画の見直し作業(第3次点検)を進めます。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成22年度のグリーンワーカー事業については、登山道維持管理作業を引き続き行うほか、生態系維持回復事業として外来植物等の現状把握調査を行うとともに、ボランティア等も活用したオオバコ等の駆除や予防対策を実施します。これら事業実施にあたっては、引き続き環白山保護利用管理協会と連携するとともに助言を実施します。

さらに、人と地球にやさしい集団施設地区を目指し、中宮温泉及び市ノ瀬ビクターセ

ンターの改修を進めるとともに、人と自然が共生する国立公園として、生態系の保全と利用の適正化の推進の両方に配慮した登山道等の整備を行います。

(4) 伊勢志摩国立公園

伊勢志摩国立公園は、昭和21年11月20日に国立公園に指定されました。平成16年度から第5回点検に着手し、平成18年春の中央環境審議会の諮問・答申を経て、平成18年8月1日に公園計画が告示されました。告示を受け、平成18年10月から管理計画の改定作業に着手し、平成21年11月に自然環境局長承認を得て平成21年12月より施行しました。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、自然公園法に基づく各種行為や公園事業に係る許認可審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに、同公園におけるグリーンワーカー事業として漂着ごみにより環境悪化が懸念されている海岸において、自然環境維持回復のため漂着ごみの回収処分を行ったほか、地域と協働により実施する公園内の清掃活動及び展望を阻害している樹木等の処理を行う景観回復事業、希少な植物群落の保全を図るため、その脅威となっている外来種の駆除事業を行ってきました。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、園地を含む横山集団施設地区を平成18年度、19年度及び21年度に、近畿自然歩道を平成19年度及び20年度にそれぞれ整備しました。また、国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備としてエントランス整備事業を実施しました。

表7 伊勢志摩国立公園における許認可等の件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
行為の許可等の件数	122件	141件	117件
事業の認可等の件数	18件	9件	10件

表8 伊勢志摩国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成19年度	101,600	横山集団施設地区、近畿自然歩道
平成20年度	16,500	近畿自然歩道
平成21年度	26,000	横山集団施設地区、エントランス整備

平成22年度の施策

自然公園法の改正に伴い創設された海域公園地区の指定候補地の抽出に向けた「海域資源調査事業」により調査検討を行い、その結果を踏まえながら伊勢志摩国立公園の公園区域及び公園計画の見直し作業(第6次点検)に着手します。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成 22 年度のグリーンワーカー事業については、これまで実施してきた清掃活動及び景観保全対策等を引き続き行うほか、登山道維持修繕作業や特定外来生物オオフサモ等の防除対策等を実施します。

さらに、人と地球にやさしい横山集団施設地区を目指し、横山ビジターセンターの改修を図るとともに、より安全で快適な園地利用のための園路整備を進めます。

2 自然とのふれあいの推進

上信越高原国立公園の「志賀高原」においては、信州大学志賀自然教育園との共催で 4 月 29 日の「昭和の日」に自然観察会を開催しています。

また、伊勢志摩国立公園においては、中部地方環境事務所、三重県、伊勢市、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町から成る伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会と連携しながら自然観察会等の自然ふれあい活動が実施されています。

白山国立公園においては、白山核心部に利用者が集中しており、石川県が自然解説研究会に委託する等してこれらの利用者を対象とした自然ふれあい活動が推進されてきましたが、中部地方環境事務所では白山国立公園の幅広い魅力をアピールすることを通じて利用の分散化・適正化を図るため、平成 20 年度からは核心部から離れた白山山麓地域をフィールドとして、白山の魅力をアピールする自然観察会を始めました。

これらの自然ふれあい行事は、特に、毎年、「みどりの月間」(4 月 15 日～5 月 14 日)、「自然に親しむ運動」(7 月 21 日～8 月 20 日)、「全国・自然歩道を歩こう月間」(10 月)等において重点的に実施しました。また、白山、伊勢志摩国立公園を主な活動地域として登録している自然公園指導員の連絡調整を図るための連絡会議を開催し、公園利用者への指導充実を図っています。

さらに、上信越高原国立公園の「妙高」「鹿沢」の 2 地区でそれぞれ 52 人と 25 人、中部山岳国立公園の「上高地」で 51 人、伊勢志摩国立公園で 48 人、白山国立公園で 6 人のパークボランティアが登録されており、ボランティアに対する活動の支援を実施しました。平成 20 年度には、上信越高原国立公園の「妙高」及び「白山国立公園」のパークボランティア運営基本計画を改定し、活動内容等の見直しを行っています。

各国立公園において、自然保護官等の指導・協力の下、小中学生に「子どもパークレンジャー」を開催し、上信越高原国立公園の「妙高」及び「戸隠」では、それぞれ雪上観察会と生物調査を、白山国立公園では動植物調査や登山道の美化清掃を、伊勢志摩国立公園では海を舞台に生き物観察会や海岸清掃等を実施し、自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供しました。

また、10 名のアクティブレンジャーが、国立公園内で行われている地元等主催の各種自然観察会において、講師として参加しました。

平成 22 年度の施策

前年度に引き続き、共催の自然観察会、子どもパークレンジャーの充実を図ります。

また、特に「みどりの月間」、「自然に親しむ運動」及び「全国自然歩道を歩こう月間」に重点を置きながら、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会と連携して自然ふれあ

いの推進を行うほか、白山国立公園の自然観察会については、白山山麓の各地域において、多様な主体の参画を呼びかけて実施します。

3 エコツーリズムの推進

中部地方において、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方であるエコツーリズムの一層の普及・定着を図るため、環境省本省と連携しながら情報発信をしてきました。

エコツーリズム推進のため、エコツーリズムを実践する地域や事業者の環境への配慮や地域づくり等の優れた取組を表彰し、更なる質の向上や継続への意欲につなげるとともに、関係者の連携、情報交換等による連帯意識の醸成を図ることを目的として実施している「エコツーリズム大賞」については、中部地方環境事務所管内から、海島遊民くらぶ（有限会社オズ）が第5回大賞を受賞しました（平成21年度）。

また、「都市と農山漁村の共生対流会議」（東海農政局主催）観光立国推進東海地区省庁連絡会議（中部運輸局主催）等の関係省庁による連絡会議の場において、エコツーリズム施策について理解を呼びかけました。

さらに、平成20年4月に「エコツーリズム推進法」が施行され、同年6月に同法の基本方針が閣議決定されたことを受け、同法の枠組みを活用したエコツーリズムの推進を図るため、地方公共団体や観光事業者の皆様等を対象とした説明会「エコツーリズム推進法 長野・富山ブロック説明会」を平成20年度に開催しました。

これらの動きを受けて、平成20年6月には、長野県茅野市が「茅野エコツーリズム協議会」を設立し、「エコツーリズム推進法」に基づくエコツーリズム推進全体構想を作成することが協議会で確認されました。また、平成21年度には、三重県鳥羽市でエコツーリズム推進協議会準備会が5回開催され、エコツーリズム推進協議会の設立準備が進められています。

中部地方において行われるエコツアーの質の向上も重要であることから、平成20年度にエコツーリズムに関する中部地方の自然環境の特性に合ったエコツアープログラムの開発等を含むモデル的な事業を実施することにより、エコツーリズムに取り組む事業者の支援を行い、エコツアーの質の向上に努めました。

平成22年度の施策

長野県茅野市において「エコツーリズム推進法」に基づく協議会が設置され、また、三重県鳥羽市において同法に基づく協議会の立上げ準備が進められていることから、これを積極的に支援することを通じて、中部地方におけるエコツーリズムの一層の推進を図ります。

また、中部地方環境事務所管内のエコツーリズム事業者が第5回エコツーリズム大賞を受賞したことを記念するとともに、平成22年度に実施される第6回エコツーリズム大賞に向けて全国規模でエコツーリズムの取組を推進し、その利点について普及啓発を行うため、全国エコツーリズムセミナー（仮称）を開催します。

4 その他

(1) 自然再生等

八ヶ岳中信高原国定公園の霧ヶ峰では、草原景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための霧ヶ峰自然環境保全協議会が平成 19 年 11 月に発足し、長野自然環境事務所は協議会の構成員として参加するとともに、同協議会に属する部会の 1 つである「“彩り空間”形成・施設整備部会」の部会長の任に当たり、霧ヶ峰における景観形成、施設整備、利用対策等の基本計画の取りまとめを行いました。

平成 21 年度には、前年度に引き続き「地方の元気再生事業」に霧ヶ峰自然環境保全協議会と諏訪市の「霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト」が選定され、同プロジェクトに最も関係する省庁である環境省の委託事業として実施されました。

また、同じ八ヶ岳中信高原国定公園の美ヶ原においても、景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための美ヶ原自然環境保全協議会が設置されており、長野自然環境事務所は協議会の構成員として参加しています。

伊勢志摩国立公園内の英虞湾では、真珠養殖の作業に伴う環境負荷、干拓等による干潟の消失、生活廃水の流入等により、海底に汚泥が堆積する等、底質の汚染が深刻化しており、志摩市により平成 20 年 3 月に設立された英虞湾自然再生協議会に中部地方環境事務所はオブザーバーとして参加しています。

ラムサール条約登録湿地である福井県三方五湖においては、福井県との協働の下、平成 20 年度に引き続き 21 年度も自然再生活動推進費を活用し、地域内の教育現場における活用を目的とした環境教育プログラム及び教材の作成、配布などの事業を実施することで、地元住民の意識を高めることができました。

石川県羽咋市においては、平成 21 年度より自然再生活動推進費を活用し、イカリモンハンミョウ(絶滅危惧種類(CR+EN))等の保全を目的として、生物の生息情報の収集・整理、普及啓発資料の作成、ミニフォーラムを開催したほか、当該地における生物の保護・再生に関する検討会を実施しました。

平成 22 年度の施策

霧ヶ峰自然環境保全協議会及び美ヶ原自然環境保全協議会には引き続き構成員として参加します。特に、霧ヶ峰自然環境保全協議会においては、平成 21 年度に引き続き「霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト」が実施されることから、事業の推進に協力しています。

また、自然再生情報連絡会議に参加し、全国の自然再生に係る情報把握に努めます。英虞湾自然再生協議会には引き続きオブザーバーとして参加し、協議会の動向を見守るとともに、必要に応じて、助言・情報提供を行います。

三方五湖については、自然再生推進法に基づく法定協議会設立を予定しており、中部地方環境事務所も協議会メンバーに加わる予定です。また福井県との協働体制の下、環境教育プログラムが有効に活用されるための取組を推進します。

石川県羽咋市については、引き続き自然再生活動推進費を用いて自然再生の取組を推

進します。

また、新たに自然再生協議会を設立する地域がある場合には、必要に応じて助言・情報提供を行っていくほか、北陸・中部ブロック自然再生推進法関係行政機関連絡会議に参画し、北陸・中部ブロック内での自然再生に係る情報・意見交換を図っていきます。

自然環境の保全と整備関連の主な業務の件数

		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
			長野		長野		長野
(1) 国立公園の保全・整備							
	公園計画の点検・見直し	3	2	4	2	5	2
	公園事業の決定・変更・廃止	2	2	120	120	15	1
	公園内直轄整備状況(発注件数)	56	36	42	29	63	29
	公園内巡視・調査	204	36	314	150	268	150
	公園事業承認・届出	194	173	172	148	149	126
	公園事業事前指導	352	268	234	148	238	165
	行為許可・届出	291	123	299	111	433	275
	行為許可事前指導	678	197	736	210	842	435
	グリーンワーカー事業(事業件数)	48	40	46	40	37	29
	公園管理計画の改訂	2	2	0	0	0	0
	管理計画の作成・見直し	2	2	3	2	4	2
	公園内直轄施設維持管理(発注件数)	14	14	29	22	77	32
(2) 森林・緑地の保全等関係機関との調整							
	関係行政機関との協議、連絡会議等	153	83	151	91	264	93
	A. 関係行政機関との協議	85	60	89	70	195	70
	B. 地方連絡会議等	48	3	35	3	23	3
	C. 各種行事出席	44	20	44	18	46	20
(3) 自然とのふれあい施策							
	自然ふれあい行事の実施	251	110	133	73	85	85
	自然ふれあい行事の参加者	3,744	1,775	2,944	1,684	1,275	1,275
	子どもパークレンジャー	27	4	15	3	2	2
	エコツアーリズム普及等事業	0	0	10	1	0	0
	パークボランティア研修会	5	3	4	3	3	3
	自然公園指導員連絡会議・研修会	4	3	2	0	1	1
	自然公園大会	0	0	0	0	0	0
	自然ふれあい行事への参加	2	2	2	2	2	2
	里地里山保全関係	7	0	9	0	0	0
	生物多様性保全関係	29	0	151	0	0	0
(4) 国有財産(環境省所管)の管理							
	土地、施設の使用許可・更新、測量・登記業務	91	91	187	187	187	187
	A. 土地、施設の使用許可	5	2	106	106	104	104
	B. 土地、施設の使用許可内容更新手続	2	2	3	3	4	3
	C. 土地、施設の使用許可地の返地手続	1	1	0	0	2	2
	D. 土地、施設の使用許可に係る債権発生通知事務	72	68	79	75	79	75
	E. 国有財産の用途廃止	3	3	3	3	1	1
	F. 国有財産の取扱及び事務処理上の指導事務	15	15	0	0	0	0
	G. 所管地境界確定測量業務(打合せを含む)	0	0	0	0	1	1
	H. 所管地登記事務	0	0	0	0	1	1
	I. 施設整備に伴う補償関係業務	0	0	0	0	0	0
(5) 自然再生推進法関連							
	自然再生協議会の開催等	0	0	3	3	2	2
	A. 自然再生協議会の開催等	0	0	0	0	0	0
	B. 地元との調整	0	0	3	3	0	0
	C. 事業進捗状況の確認	0	0	0	0	2	2

「長野」とは、長野自然環境事務所管内の件数で内数である。

野生生物の保護管理

1 野生鳥獣の保護管理

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護法)に基づいて鳥類又は哺乳類に属する野生動物(鳥獣)の捕獲や狩猟を規制すること等を通じ、鳥獣の適正な保護管理を行っています。

(1) 許認可業務の実施と県等への指導

地方環境事務所長権限に係る鳥獣の捕獲や狩猟等についての許可申請に対し、随時内容を審査し、許可証の発行等の許認可業務を行っています。平成21年度には141件の案件を処理しています。

また、県等の担当部局と必要に応じ情報交換を行い、相談があった場合には、県等が行う許認可等について、随時指導を行っています。

(2) 国指定鳥獣保護区の管理

特に国際的又は全国的な鳥獣保護の見地から鳥獣の保護を行う必要がある区域については、国指定鳥獣保護区に指定して鳥獣の保護管理に努めています。

中部地方環境事務所管内では、白山、片野鴨池、七ツ島、藤前干潟、紀伊長島、浅間、北アルプスの7箇所の国指定鳥獣保護区を管理しており、各保護区に鳥獣保護区管理員を配置して、鳥獣の生息調査や密猟防止の巡視等を行っています。

表1 管内国指定鳥獣保護区一覧

保護区名	当初指定年月日	面積	指定区分	所在県
白山	昭和44年3月31日	38,061ha	大規模生息地	石川県・岐阜県
片野鴨池	平成5年11月1日	10ha	集団渡来地	石川県
七ツ島	昭和48年11月1日	24ha	集団繁殖地	石川県
藤前干潟	平成14年11月1日	770ha	集団渡来地	愛知県
紀伊長島	昭和44年11月1日	6,131ha	集団繁殖地	三重県
浅間	昭和26年5月1日	32,218ha	大規模生息地	群馬県・長野県
北アルプス	昭和59年11月1日	110,306ha	希少鳥獣生息地	富山県・長野県・岐阜県

近年行っている鳥獣保護区別の主な施策は次のとおりです。

白山

中部地方環境事務所が設置された平成17年10月以降、白山鳥獣保護区の更新作業を行い、平成20年10月末で更新が確定しました。

片野鴨池

平成19年度から鳥獣保護区内の鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための保全事業

として、自然環境等の詳細な調査を実施し、平成 20 年度末には保全事業基本計画の策定を行うとともに、平成 21 年度には環境改善を目的として試験的に池の底干し等を行いました。

七ツ島

過去に人為的に持ち込まれ、生態系への被害を引き起こしているアナウサギの駆除を継続的に行っています。

藤前干潟

当該鳥獣保護区は、ラムサール条約湿地の登録と並行して指定され、平成 17 年 3 月には拠点施設として、稲永ビジターセンターと藤前活動センターを設置しました。関係各行政機関や民間団体、地域住民等により構成される協議会を設置し、各構成員間の意志疎通に努めつつ、施設の管理運営や展示の工夫、自然観察会の開催等を通じ、鳥獣保護区の適正な保全の推進に努めています。

また、鳥獣保護区に渡来する渡り鳥の調査等を行いました。

表 2 拠点施設来館数の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
稲永ビジターセンター	34,094 人	39,900 人	37,481 人	37,481 人	38,556 人
藤前活動センター	19,772 人	22,831 人	23,484 人	24,806 人	26,002 人
合 計	53,866 人	62,731 人	60,965 人	62,107 人	64,558 人

紀伊長島

当該鳥獣保護区では期間更新と区域の見直しについて作業を行い、平成 21 年 10 月末で更新(一部区域の縮小)が確定しました。

また、特別保護地区に指定されている島嶼において、鳥類の繁殖に害をもたらすおそれの大きいドブネズミの生息の痕跡が確認されたことから、生息状況の把握や試験的な駆除を行っています。また、特別保護地区内にカワウのコロニーが存在し、植生の被害が発生していることから、カワウ個体群の適切な管理を検討するための調査を行っています。

浅間

当該鳥獣保護区は、平成 23 年 11 月の次期指定に向け、平成 20 年度から鳥獣保護区内の野生鳥獣の生息状況やツキノワグマやニホンザルの生態、生息状況及び被害状況を把握し、更新作業の準備を行っています。

北アルプス

当該鳥獣保護区は、平成 20 年度に引き続き、平成 21 年度も上高地地域における公園利用者と野生動物との軋轢を軽減するため、ツキノワグマの出没状況への対応やニホンザルが人慣れしないように追い払いを実施しています。

(3) 特定鳥獣保護管理計画の策定支援

管内各県においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣として認められ、県知事

が当該鳥獣の保護管理計画を策定することとなった場合には、県が実施する検討会等に出席し、助言に努めています。

また、中部地方環境事務所管内を含み広域的に生息し、特に鳥獣害の観点から問題となっているカワウやツキノワグマ等について環境省本省が開催する検討会にも出席し、情報交換と助言に努めています。

(4) ラムサール条約湿地の保全

中部地方環境事務所管内では、片野鴨池と藤前干潟の2つの国指定鳥獣保護区及び三方五湖(若狭湾国定公園)がラムサール条約湿地に登録されています。片野鴨池では、石川県加賀市が鴨池観察館を設置しており、(財)日本野鳥の会に管理運営を委託しています。藤前干潟では、環境省が前記のとおり2つの拠点施設を整備し、情報発信や体験学習等を実施して湿地の保全と適正な利用を推進しています。

(5) 高病原性鳥インフルエンザ対策

近年国内でも感染が確認され社会問題となっている高病原性鳥インフルエンザの野鳥対策としては、日頃から渡り鳥の多数飛来する鳥獣保護区周辺を中心に渡り鳥の個体数や異常等のモニタリングに努めているほか、平成20年11月以降隔月で藤前干潟鳥獣保護区において野鳥の糞便を採取し、高病原性鳥インフルエンザウィルスの保有状況を調査しています。

平成21年3月及び平成22年2月には担当職員及び関係県の担当者が現場で適切な対応ができるよう知識・技術の向上を図るため、専門家による高病原性鳥インフルエンザに係る研修会を実施しました。

平成22年度の施策

鳥獣保護法に基づく許認可事務を適正に実施します。

また、各国指定鳥獣保護区に配置した鳥獣保護区管理員を機動的に活用し、鳥獣の生息状況調査や密猟防止のための巡視等を実施します。

片野鴨池鳥獣保護区においては、保全事業実施計画の策定に努めるとともに、人の侵入防止柵の施工を行い、鳥獣保護区の保全管理に努めます。

七ツ島鳥獣保護区においては、引き続きアナウサギの駆除を行い、生息する鳥類の保護に努めます。

藤前干潟鳥獣保護区については、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向け、身近な干潟の自然を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発に資する各種行事等を実施します。また、保護区内における鳥類の調査を引き続き行うとともに、底生生物の生息状況調査等を行い、保護区内における自然環境の現状把握を行います。

紀伊長島鳥獣保護区については、引き続きカワウ個体群の適切な管理を検討するための調査等を行うとともに、ドブネズミの侵入が見られた箇所においては駆除を進めていきます。

浅間鳥獣保護区については、生息する鳥獣の種類及び生息数の変化等を把握し、鳥獣

による被害防止対策調査を実施します。

北アルプス鳥獣保護区については、公園利用者と野生動物の軋轢を軽減するため、ツキノワグマ、ニホンザルの追い払い、巡視、注意標識の設置等に努めます。

高病原性鳥インフルエンザへの対応については、渡り鳥の渡来地におけるモニタリングに努めるほか、日頃からシミュレーションを重ね、野鳥の複数羽一斉死亡等の異常発生時には、必要に応じウィルス保有状況調査等を実施し、感染の拡大防止に資する適切な対応に努めます。

2 希少野生動植物の保護

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づいて絶滅のおそれのある野生生物の捕獲等を規制し、その保護に努めています。随時、希少野生動植物種等に係る捕獲等についての許可申請に対し、内容を審査し、許可証の発行等の許認可業務を行っており、平成 21 年度には 41 件の案件を処理しています。

種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定されているアベサンショウウオ、ヤシャゲンゴロウ、イタセンパラについては、環境省が策定した保護増殖事業計画に基づき保護増殖事業を実施しています。

アベサンショウウオについては、新たに生息地が確認されたことを受け、生息状況や生息環境を把握するための調査を行い、平成 21 年度からは生息環境の悪化が確認されている箇所において生息環境改善事業を実施しています。

ヤシャゲンゴロウについては、生息場所が極めて局所的であり、環境の変化等による絶滅が危惧されることから、域外での飼育繁殖技術の確立を目的とした事業を平成 18 年度から実施しているところです。

イタセンパラについては、近年分布域の縮小や個体数が減少していることから、生息域外保全の実施に向けて平成 21 年度に生息域外保全実施計画を策定しました。また、関係機関が連携して本種の密漁防止や普及啓発の取組を進めるため、木曽川イタセンパラ保護協議会が設置され、中部地方整備局とともに協議会の事務局運営を行っています。

平成 22 年度の施策

種の保存法に基づく許認可事務を適正に実施します。

アベサンショウウオについては、環境悪化が確認された生息地において環境改善のための事業を引き続き行うとともに、関係者に対し普及啓発を行います。

ヤシャゲンゴロウについては、引き続き飼育繁殖技術の確立を目的とした事業を実施し、5 年間の事業のとりまとめを行います。

イタセンパラについては、生息域外保全を実施するとともに、関係機関と連携して密漁防止や普及啓発の取組を進めていきます。

アツモリソウ、ホテイアツモリソウについては、引き続き、生物多様性保全推進支援事業で、盗掘の監視や野生鳥獣による食害対策等から生育環境の保全に努めます。

その他管内の希少種の生息状況の把握に努め、各種開発案件等に伴う生息及び環境悪化の情報を収集し、関係機関との情報交換等対策の検討に資する施策の実施に努めます。

3 外来生物対策

平成 17 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)が施行され、同法に基づく外来生物対策を実施しています。

我が国の生態系等に被害を及ぼす又はそのおそれがあるとされる特定外来生物の指定種として最初に 37 種が指定され、第 2 次指定で 43 種追加、その後順次追加され、現在 97 種が指定されています。指定種に関しては飼養・保管・運搬・輸入・譲渡が規制されているため、学術研究や生業の維持等の理由がある者がこれらを行う場合には、申請内容を審査して、適正であれば飼養許可証を交付しています。平成 19 年度には生業の維持に係るセイヨウオオマルハナバチ等の飼養許可が 1,800 件余りと新規申請が集中しましたが、平成 20 年度及び 21 年度には一段落してそれぞれ 328 件、266 件となりました。その他、ウシガエルやアライグマ等に係る申請を処理しました。

また、増えすぎた特定外来生物に対しては防除モデル事業を実施し、他の事例でもモデルとなりうる防除の方法を検討しています。平成 21 年度からは、「アルゼンチンアリ防除モデル事業」として岐阜県各務原市で防除モデル事業を実施し、現地での防除手法の検討を行っています。

中部国際空港や名古屋港で特定外来生物が見つかった場合や、外来生物が持ち込まれた場合には、処分を行っています。平成 21 年度には、6 件の処分を行いました。

表 3 任意放棄個体の引き取り実績一覧表(平成 21 年度)

対象生物	ヘリグロヒキガエル	セネキオ属 (サギナータ)	カミツキガメ
区分	未判定外来生物	外来生物	特定外来生物
処理件数	4	1	1

平成 22 年度の施策

引き続き特定外来生物の飼養等許可申請に対して、審査と許可証の交付を行います。

防除モデル事業としては、「アルゼンチンアリ防除モデル事業」については、岐阜県各務原市において、20 年度までモデル事業を行っていた田原市とは異なった防除手法が確立できないか継続して検討することとしています。

また、特定外来生物等の任意放棄個体の引き取りや特定動物を含む遺失物の引き取り業務を行っています。

4 その他

(1) 動物の愛護

「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)に基づき、関係地方公共団体等の指導に当たるとともに、普及ツールを制作し、法の主旨の周知徹底を図っています。

(2) ペットフードの安全の確保

平成 20 年 6 月にペット（犬、猫）の健康を保護するため、「愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（ペットフード安全法）が制定され、平成 21 年 6 月 1 日から施行されました。これを受け、平成 21 年 12 月に関係機関による中部地域ペットフード安全法関係機関棟連絡会議を開催し、関係機関等の情報交換を行いました。

平成 22 年度の施策

動物愛護管理法の精神に沿って、国民に動物虐待の防止や動物愛護の適正な飼養と愛護、動物による危害の防止に資するよう普及啓発に努めます。

ペットフード安全法については、平成 21 年 6 月 1 日から施行されたことに伴い、一般からの安全確保に関する相談に対応するとともに、引き続き関係機関等連絡会議を開催し、問題が発生した場合には、必要に応じ農政局等の立入検査等に同行し、現状の確認や問題点の指導等を行うこととします。

野生生物の保護管理関連の主な業務の件数

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		長野		長野		長野
(1) 希少野生動植物種の保護						
国内希少野生動植物種等の捕獲許可	19	5	33	7	41	9
種の保存法に基づく立入検査	3	0	6	2	2	1
保護増殖事業の策定・実行件数	3	0	3	0	1	1
緊急捕獲通知	11	0	12	0	18	0
国内希少野生動植物種等の傷病個体保護収容等	1	0	1	0	0	0
特定国内種事業に関する届出	0	0	0	0	6	6
野生生物専門家請負事業	0	0	0	0	0	0
特定希少種の事業の届出	0	0	0	0	5	5
開発問題への対応	2	0	3	0	1	0
各種会議出席	16	8	37	12	18	6
(2) 野生鳥獣の保護						
鳥獣保護区等指定に係る事前説明、公聴会の開催	9	0	3	0	4	0
鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に関する許可	119	32	191	26	140	30
国指定鳥獣保護区特別保護地区内の工作物の設置等許可	14	7	20	9	13	11
捜査関係事項照会・回答	12	7	26	5	9	3
鳥獣保護区管理員の業務確認	0	0	0	0	0	0
国指定鳥獣保護区保全事業にかかる調査業務	1	0	1	0	1	0
国指定鳥獣保護区移入生物駆除事業	0	0	1	0	1	0
特定計画の策定に関する指導等	2	0	4	1	1	0
第10次鳥獣保護事業計画策定に関する指導等	0	0	0	0	0	0
鳥獣保護区管理員の業務管理等	12	0	20	4	15	3
国指定鳥獣保護区ビジターセンター等の施設管理・運営	3	0	5	0	5	0
国指定鳥獣保護区における管理等業務(発注件数)	2	0	6	2	8	2
グリーンワーカー業務	1	0	3	1	3	2
藤前干潟協議会の総会及び運営委員会の運営補助	8	1	9	0	0	0
藤前干潟クリーン大作戦の実施	2	0	2	0	2	0
普及啓発イベントの実施	7	0	1	0	0	0
普及啓発にかかる講演会の実施	1	0	1	0	0	0
各種会議出席	37	0	82	28	26	12
新規鳥獣保護区指定に係る調査、調整	10	10	0	0	0	0
危険猟法による捕獲許可	3	0	5	1	24	15
21 ラムサール条約登録湿地の勉強会、説明会等	1	1	3	0	1	0
(3) 外来生物対策						
飼養等許可(飼養許可証の写し交付含む)	1844	35	328	114	266	52
任意放棄個体の引取	22	6	23	7	6	1
特定外来生物の防除の実施、確認等	22	2	23	9	42	2
オオクチバス防除モデル事業	1	1	1	0	0	0
アライグマ防除モデル事業	1	1	0	0	0	0
オオクチバス駆除マニュアル研修会	0	0	0	0	0	0
池干しによるオオクチバス駆除及びため池調査事業	0	0	0	0	0	0
外来生物関係の説明会等	3	0	12	4	11	0
防除モデル事業の実行	5	2	4	1	1	0
普及啓発イベントの実施	0	0	0	0	0	0
各種会議出席	14	3	14	5	10	4
カエルツボカビに関する普及啓発、調査	9	7	0	0	0	0
(4) 施設管理						
制札・看板の整理	0	0	2	1	3	2
建物等施設管理	15	0	5	2	5	2
(5) ラムサール条約登録湿地の管理						
施設整備	0	0	0	0	0	0
(6) 動物愛護法関連業務						
動物愛護普及啓発事業	2	0	3	1	2	1
(7) 各種会議出席						
野生生物関係各種会議への出席等	8	2	16	6	8	6

「長野」とは、長野自然環境事務所管内の件数で内数である。

參考資料

中部地方の環境の現状

1 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスのうち、県別の二酸化炭素(CO₂)の排出量を下記の表にまとめました。

人口規模が大きく製造業などの産業が盛んな愛知県が最も多く、年間85,747千tとなっています。次いで三重県が27,557千t、長野県が16,944千tと続いています。

京都議定書の基準年である平成2年(1990年)と排出量を比べると、岐阜県がほぼ同程度ですが、他の県は増加しており、長野県で29.1%増、石川県で27.5%増と全国平均(平成17年度13.1%増、平成18年度11.3%増)よりも増加しています。部門別内訳を見てみると、三重県、愛知県では、産業部門からの排出が全体の5割以上を占め、業務部門と家庭部門が全ての県で増加率が高い現状です。オフィスや家庭での温暖化対策に積極的に取り組む必要がこの表からも窺えます。

表 中部地方の各県における二酸化炭素(CO₂)排出量 単位：千t-CO₂、%

	富山県	石川県	福井県	長野県	岐阜県	愛知県	三重県
	H18年度 (2006)	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H18年度 (2006)	H18年度 (2006)	H18年度 (2006)	H18年度 (2006)
産業部門	6,144	2,701	3,753	4,796	5,386	44,594	15,531
1990年比	97.0%	91.9%	90.8%	114.2%	84.9%	104.4%	103.2%
部門比	45.7%	25.5%	43.2%	28.3%	34.6%	52.0%	56.4%
運輸部門	2,259	2,714	1,767	4,568	3,925	12,260	4,486
1990年比	108.9%	130.7%	118.8%	118.0%	89.5%	112.3%	108.0%
部門比	16.8%	25.6%	20.3%	27.0%	25.2%	14.3%	16.3%
業務部門	2,012	2,090	1,127	4,250	988	12,502	2,797
1990年比	135.7%	178.5%	154.8%	164.9%	110.6%	144.8%	165.9%
部門比	15.0%	19.7%	13.0%	25.1%	6.3%	14.6%	10.1%
家庭部門	2,140	1,588	1,155	3,150	3,464	9,872	2,340
1990年比	136.8%	129.2%	127.9%	136.0%	147.3%	135.0%	126.8%
部門比	15.9%	15.0%	13.3%	18.6%	22.3%	11.5%	8.5%
その他	885	1,505	883	180	1,803	6,519	2,404
1990年比	77.2%	167.6%	86.4%	112.5%	113.9%	139.1%	111.7%
部門比	6.6%	14.2%	10.2%	1.1%	11.6%	7.6%	8.7%
合計	13,440	10,598	8,685	16,944	15,566	85,747	27,557
1990年比	106.6%	127.5%	105.0%	129.1%	100.1%	115.5%	110.7%

各県の環境白書及び排出量公表値より作成、県ごとに推計方法が異なる。合計は四捨五入により一致しない場合がある。

「その他」内訳

富山県：エネルギー転換部門、廃棄物部門、フロン類部門、水道供給部門、農業部門(メタン、二酸化炭素)、笑気ガス

石川県：エネルギー転換部門、廃棄物部門

福井県：エネルギー転換部門、廃棄物部門、工業プロセス部門

長野県：エネルギー転換部門、廃棄物部門

岐阜県：廃棄物部門、工業プロセス部門

愛知県：エネルギー転換部門、非エネ起源CO₂、CH₄、N₂O

三重県：エネルギー転換部門、廃棄物部門、工業プロセス部門

2 廃棄物・リサイクルの状況

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物の総排出量(平成19年度)は、人口規模の大きい愛知県が2,894千tと最も多く、次いで岐阜県が790千t、長野県が760千t、三重県が748千t、石川県が732千t、富山県が419千t、福井県が309千tとなっています。また、1人1日当たり排出量(平成19年度)では、石川県が1,711g/人・日と突出していますが、これは平成19年3月に発生した能登半島地震の影響であるとみられます。次いで、愛知県が1,096g/人・日、三重県が1,093g/人・日と全国平均(1,089g/人・日)をわずかに上回っていますが、その他の県は福井県1,031g/人・日、富山県1,030g/人・日、岐阜県1,027g/人・日、長野県951g/人・日と全国平均を下回っています。これを前年度と比較すると、全国平均では2.3%減となっている中で、石川県が47.4%増となっている以外は、富山県が4.0%減、福井県が3.4%減、岐阜県が3.1%減、三重県が2.7%減、長野県及び愛知県がそれぞれ1.6%減といずれも減少しています。

一般廃棄物の最終処分量(平成19年度)については、平成14年と比較した減少率で見ると、石川県(148.5%増)を除きいずれも減少しており、このうち三重県(44.8%減)と岐阜県(31.3%減)は全国平均(29.7%減)を上回っています。一般廃棄物最終処分場の1人当たり残余容量(平成19年度)は、愛知県が特に低く0.4m³/人となっており、富山県と長野県で0.6m³/人、福井県で0.8m³/人、三重県で1.0m³/人と、全国平均(1.0m³/人)以下となっています。

一般廃棄物のリサイクル率(平成19年度)は、三重県が31.2%と高くなっています。次いで長野県が24.2%、岐阜県が23.1%、愛知県が22.6%、石川県が22.5%、富山県が20.7%と全国平均(20.3%)を上回っています。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物の総排出量(平成18年度)は、一般廃棄物と同様に愛知県が20,582千tと最も多く、三重県が7,578千t、岐阜県が5,541千t、長野県が4,937千tと続いています。平成18年度と平成13年度を比較した増減率では、三重県で36.8%増加しているのを筆頭に、愛知県で11.5%、石川県で10.4%増加するなど、経済活動が活発であった太平洋沿岸の工業地域を中心に全国平均(4.6%増)に比べて増加している県があります。

平成20年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄事案は、三重県で8件68,005t、愛知県で5件998t、石川県で5件773t、福井県で7件361t、富山県で2件40tでした。平成20年度末時点の不法投棄の残存量は、三重県で1,828千tと多くなっています。次いで福井県898千t、岐阜県724千t、愛知県373千tとなっています。

3 大気環境の状況

自動車交通の集中している名古屋都市圏及び四日市地域において、大気環境への負荷軽減が進んでいない状況にあります。中部地方における大気汚染状況（平成20年度）を見てみると、環境基準が定められている5物質のうち、二酸化硫黄（ SO_2 ）及び一酸化炭素（ CO ）についてはすべての県において環境基準を達成しています。

一方、二酸化窒素（ NO_2 ）については、一般環境大気測定局（一般局）ではすべての県で環境基準を達成しているものの、自動車排出ガス測定局（自排局）では環境基準達成率が三重県で85.7%、愛知県で88.6%となっています（他の県では、環境基準をすべて達成）。

また、浮遊粒子状物質（ SPM ）については改善傾向にありますが、自排局の環境基準達成率で愛知県が97.1%となっています（自排局は、愛知県以外の全ての県で環境基準を達成）。一般局は、管内全ての県で環境基準を達成しています。

光化学オキシダント（ O_x ）については、すべての県で環境基準達成率は0%でした（全国環境基準達成率は0.1%）。平成21年の光化学オキシダント注意報の発令延日数は、愛知県で9日、岐阜県で3日となっています。

4 水環境の状況

中部地方における水質汚濁状況（平成 20 年度）を見てみると、環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、河川では長野県の 2 地点と三重県の 5 地点で環境基準が未達成となっています。海域では、すべての県で環境基準を達成しています。

一方、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）については、生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準を達成していない河川が、石川県で 5 水域、福井県で 2 水域、長野県、岐阜県、愛知県、三重県でそれぞれ 1 水域ありました。

また、化学的酸素要求量（COD）の環境基準を達成していない湖沼は、石川県で 3 水域（木場潟など）、福井県で 2 水域（北潟湖など）、長野県で 6 水域（諏訪湖、野尻湖など）、愛知県で 1 水域（油ヶ淵）でした。海域の COD の環境基準を達成していない水域は、富山県で 3 水域、石川県、福井県、三重県でそれぞれ 1 水域、伊勢湾内（三河湾を含む）で 7 水域でした。

全窒素及び全燐の環境基準を達成していない湖沼は、石川県、福井県で 3 水域、長野県で 1 水域でした。また、海域では三河湾の 1 水域で環境基準が未達成でした。

5 自然環境の状況

中部地方には、温暖な太平洋沿岸部から冷涼で地形も急峻な高山に至るまでの様々な環境が分布しており、それに応じての様々な植生が見られます。

沿岸部から標高 600m程度までの間は概ね常緑広葉樹林帯に属し、本来は主にシイ・カシ類から成る森林が広がっている地域です。また、標高 600～1,600m程度の間は落葉広葉樹林帯であり、本来はブナを主体とする森林が広く分布します。しかし、これらの地域では、長年にわたる薪炭材の採取や、近年の植林などの影響により本来の植生の多くは失われており、里地・里山と呼ばれる落葉広葉樹林の代償植生や、スギ・ヒノキ・カラマツなどの植林地が広く分布しています。

一方、主に日本海側の白山などを中心とする地域には、ブナなどを主体とする自然植生が残存しています。また、冬季の日本海側は季節風の影響により多雪な環境となっており、雪の少ない太平洋側とでは同じブナ林であっても種構成等が異なっています。

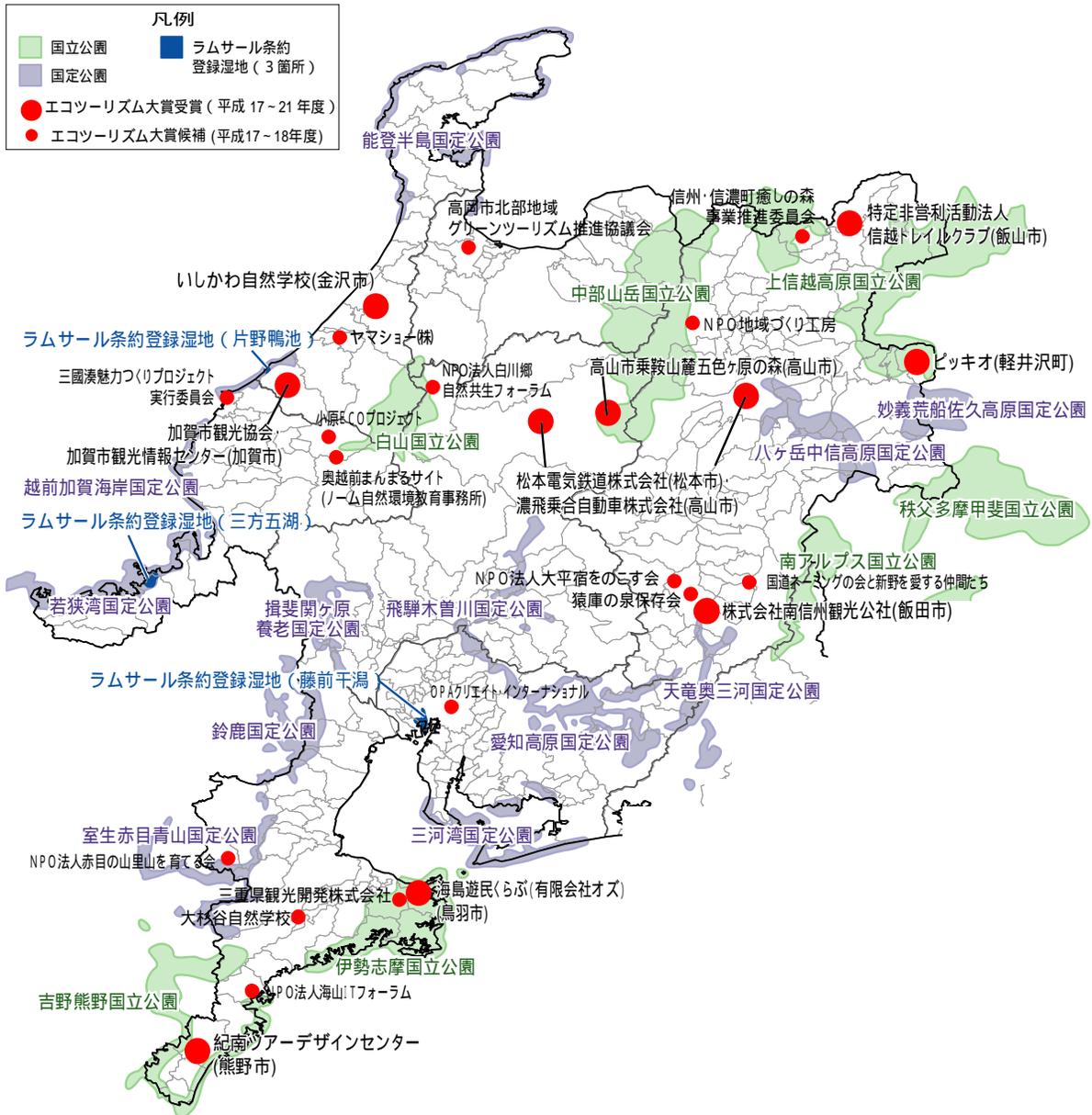
標高 1,600mを越えると亜高山帯針葉樹林が広く分布しますが、白山などの多雪環境では、積雪に弱い針葉樹林に代わって草本から成る高山植生に類似した植生が成立し、地域の特徴的な景観を形成しています。また、概ね標高 2,400m以上の、特に尾根筋を中心に、低温、強風及び土壌の発達の乏しい条件下でも成立しうる高山性の草本群落が発達しています。

このほか、低地から高山に至る様々な場所で、湿性の草本群落、いわゆる湿原が点在しており、地域の特徴的な植生となっている箇所も多くなっています。特に、愛知県、岐阜県、三重県の丘陵、台地下の低湿地及びその周辺には、東海丘陵要素と呼ばれる、地域に独特の種群が存在しています。

第5回自然環境保全基礎調査によれば、県土に占める自然植生（植生自然度9・10）の割合は、富山県で30.0%、長野県で18.6%、岐阜県で14.8%となっており、中部地方は本州の中では比較的的自然植生が多く残っています。特に富山県は、県土に占める自然植生の割合が全国3位（1位北海道、2位沖縄）となっています。また、岐阜、富山、石川、福井、長野の各県では里山（植生自然度7・8）の割合も全国平均と比べて高くなっています。

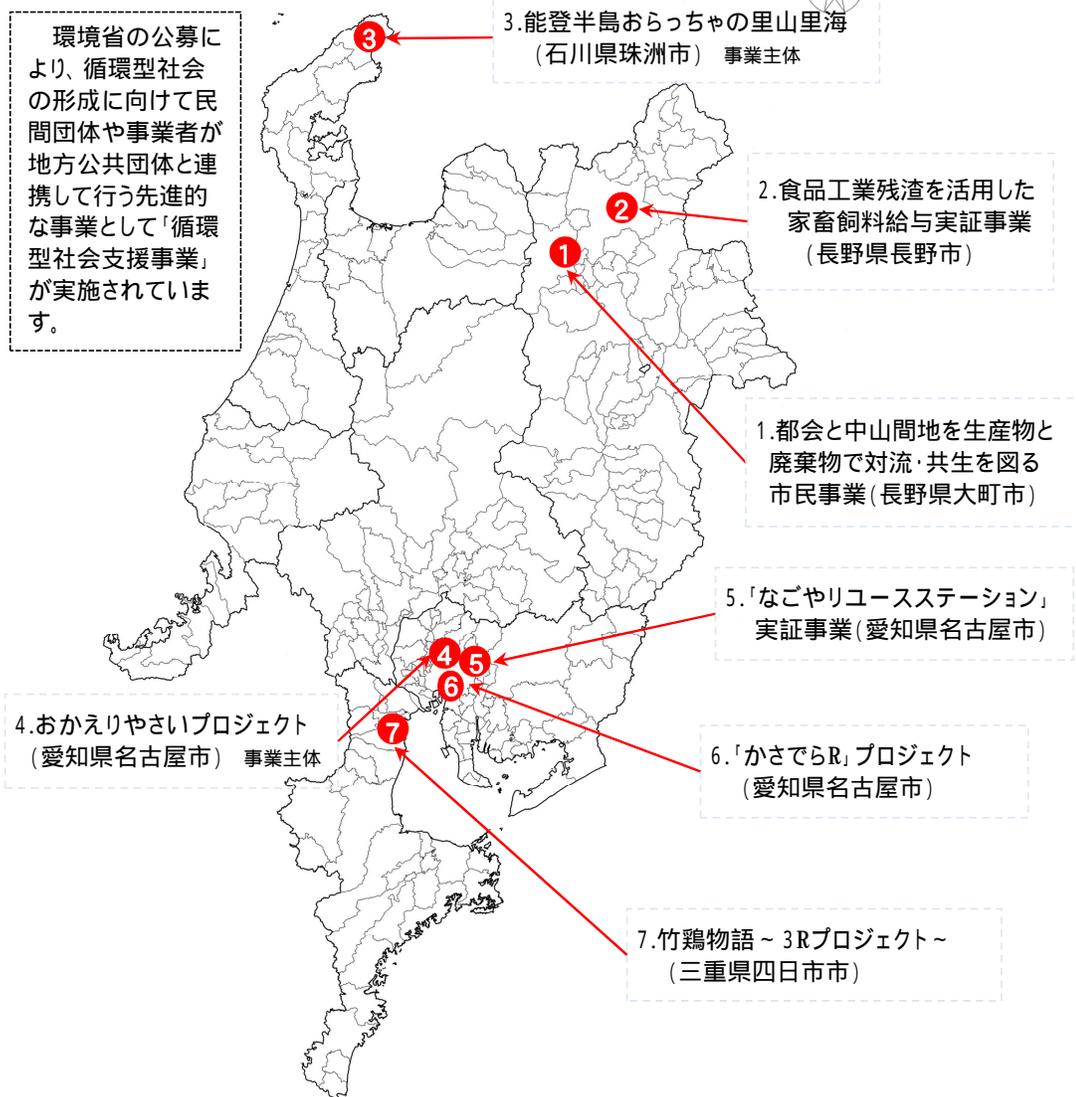
県土に占める自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の割合（平成22年4月1日現在）は、三重県34.9%、富山県28.2%、長野県20.5%、岐阜県18.4%、愛知県17.2%、福井県14.7%、石川県12.5%と、全国的平均（14.3%）と比べて高い水準となっています。国立公園の年間利用者数（平成19年）は、全国の国立公園の中でも2番目に広大な面積を有する上信越高原国立公園が2,709万人、リアス式海岸及び周辺の丘陵地から成る伊勢志摩国立公園が1,032万人、山岳登山等で親しまれている中部山岳国立公園が1,000万人、日本三名山として古くから山岳信仰の対象となっている白山国立公園が109万人となっています。

図 自然公園等分布図



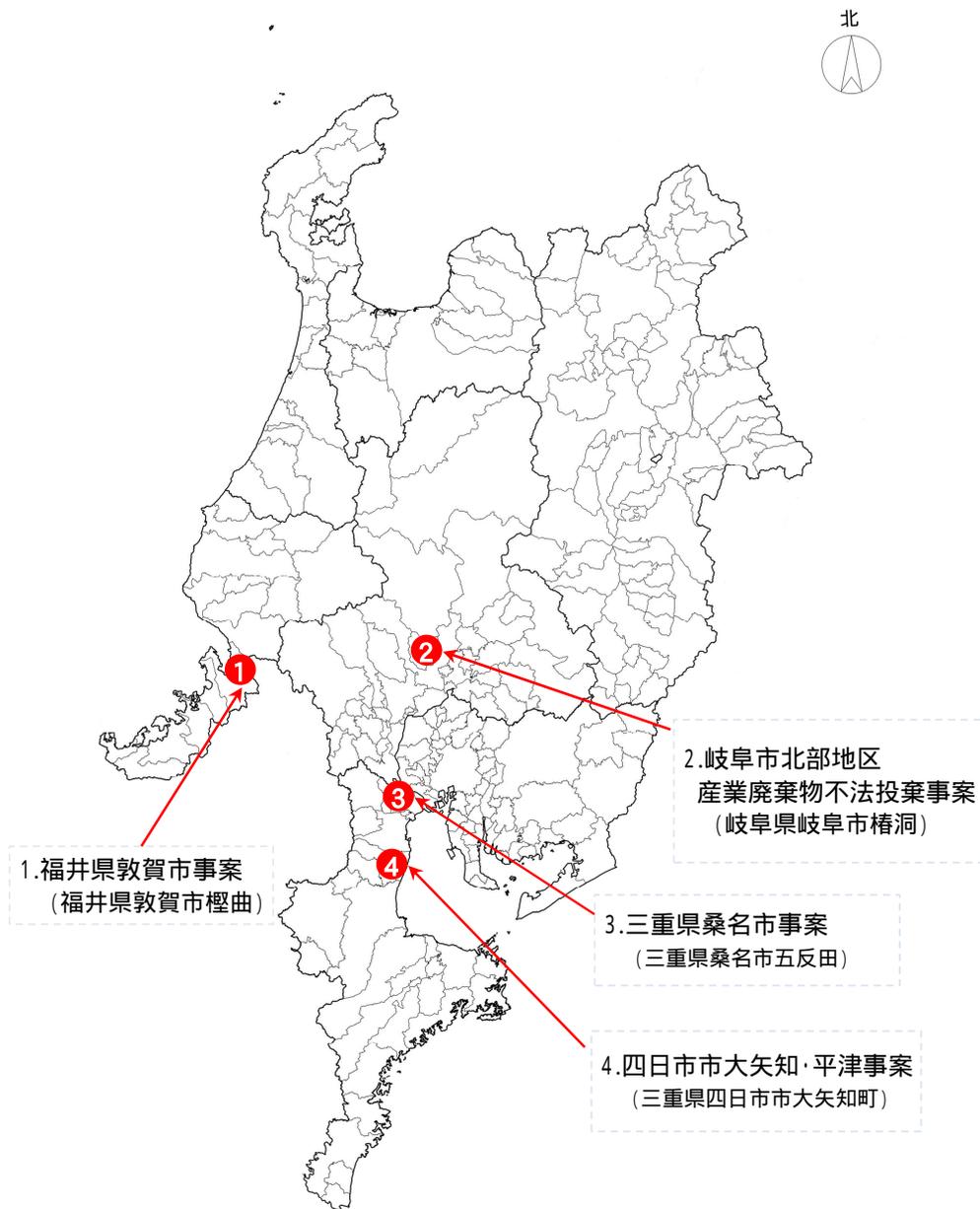
6 MAPで見る中部地方の環境

(1) 循環型社会地域支援事業() (旧エコ・コミ) 採択事業の実施状況



番号	事業名	事業主体	事業概要	採択年度
1	都会と中山間地を生産物と廃棄物で対流・共生を図る市民事業	NPO地域作り工房(長野県大町市)	廃食油をバイオ軽油に精製、市内運送会社等で使用。「菜の花オーナー」を募り、菜種油の普及、事業化を目指す。	17
2	食品工業残渣を活用した家畜飼料給与実証事業	(社)長野県農協地域開発機構(長野県長野市)	食品残渣を活用した飼料づくりの事業化に向けて、基礎データの収集を図る。	19
3	薪を利用促進による里山管理インセンティブの創出と灰・煤の再利用のためのネットワーク構築事業	能登半島おらっちゃんの里山里海(石川県珠洲市)	里山管理によって生じる間伐材を薪ストーブの燃料として利用。排出される灰・煤を水産物加工、農業等に利用。	20
4	食品循環資源のループ形成によるビジネスモデル構築に関するプロジェクト事業	おかえりやさいプロジェクト(愛知県名古屋市)	食品循環資源を堆肥化し、その堆肥を利用して野菜を生産する。生産された野菜を「おかえりやさい」として認定。	20
5	「なごやリユースステーション」実証事業	名古屋大学大学院環境学研究所竹内研究室(愛知県名古屋市)	身近な日用品でリユース可能なものを回収し、地域住民に提供する。リユースの促進、市内のごみの減量化を図る。	20
6	大学、職人、商店街と地域が育む古着再利用事業「かさでらR」プロジェクト	かんでらmonzen亭(愛知県名古屋市)	古着や古布を再利用し、地元の大学の服飾デザイン系の学生や地場産業の職人と連携して、付加価値の高いカバン等を製作・販売する。	21
7	竹鶏物語～3Rプロジェクト～	四日市大学エネルギー環境教育研究会(三重県四日市市)	大学と行政と民間企業や事業者と市民を食品残さのリサイクルで地域の中でつなぐ。竹粉・ぬか等の食品廃棄物に分解酵素を添加した飼料で養鶏等を行う。	21

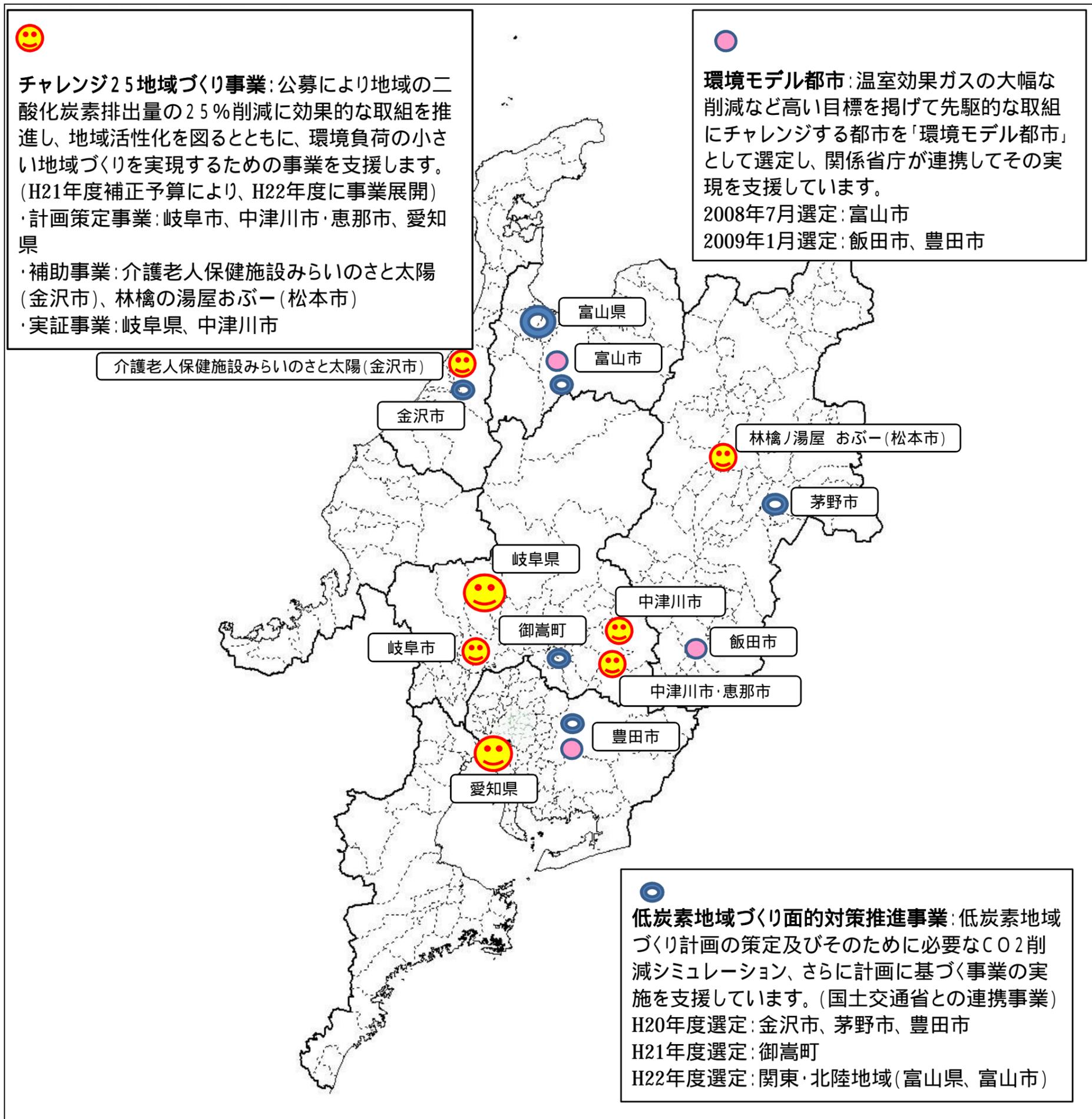
6 MAPで見る中部地方の環境
 (2)大規模不法投棄事案(平成22年4月1日現在)



主な大規模不法投棄事案			
番号	事案名	概要	現在の状況
1	福井県敦賀市事案	無許可で管理型最終処分場の容量を変更し、許可容量を大幅に超える119万立方メートル(許可容量の12倍)の不適正処分を行った事案。	産廃特措法による環境大臣合意を受け、H24年度までの支障除去事業中。
2	岐阜市北部地区 産業廃棄物 不法投棄事案	収集運搬・中間処理業者が事務所隣接地に廃プラスチック、建設廃材等、約75.3万立方メートルを不法投棄した事案。	行為者等による一部撤去中。また、産廃特措法による環境大臣合意を受け、H24年度までの支障除去事業中。
3	三重県桑名市事案	安定型処分場に本来埋め立て出来ない汚泥・燃えがら・廃油等3万立方メートルを埋め立てたため、地下水汚染が生じた事案。	産廃特措法による環境大臣合意を受け、H17～19年度まで支障除去事業を実施。
4	四日市市 大矢知・平津事案	安定型処分場に届出容量132万立方メートルを大幅に超過する約290万立方メートルの廃棄物を埋め立てた事案。この超過量は全国最大規模。	地元・学識経験者・行政による三者協議開催し、リスクコミュニケーションを実施。支障除去事業を検討中。

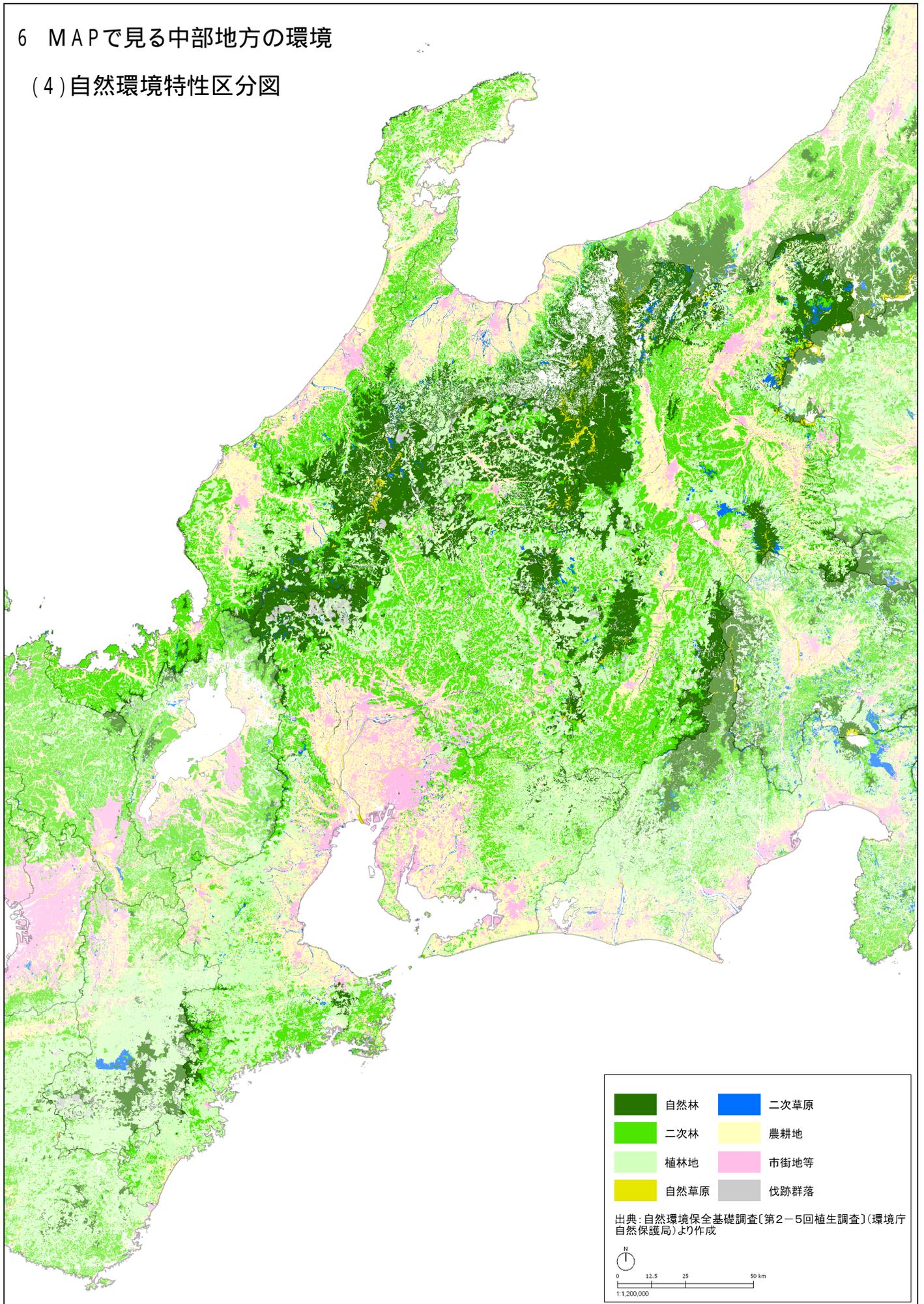
6 MAPで見る中部地方の環境

(3) 中部地方環境事務所管内における「環境モデル都市」、「低炭素地域づくり面的対策推進事業」、「チャレンジ25地域づくり事業」の選定地域



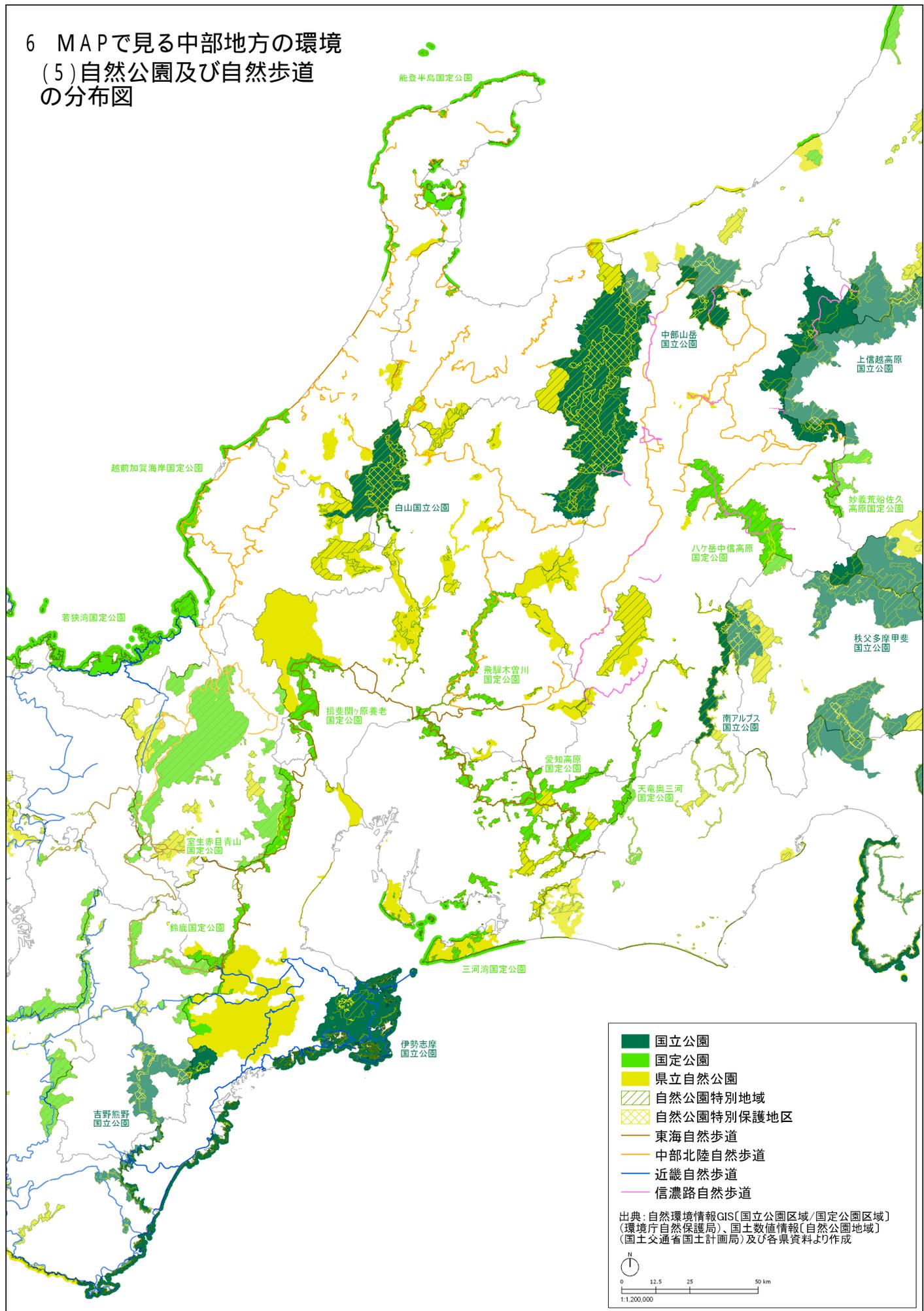
6 MAPで見る中部地方の環境

(4) 自然環境特性区分図



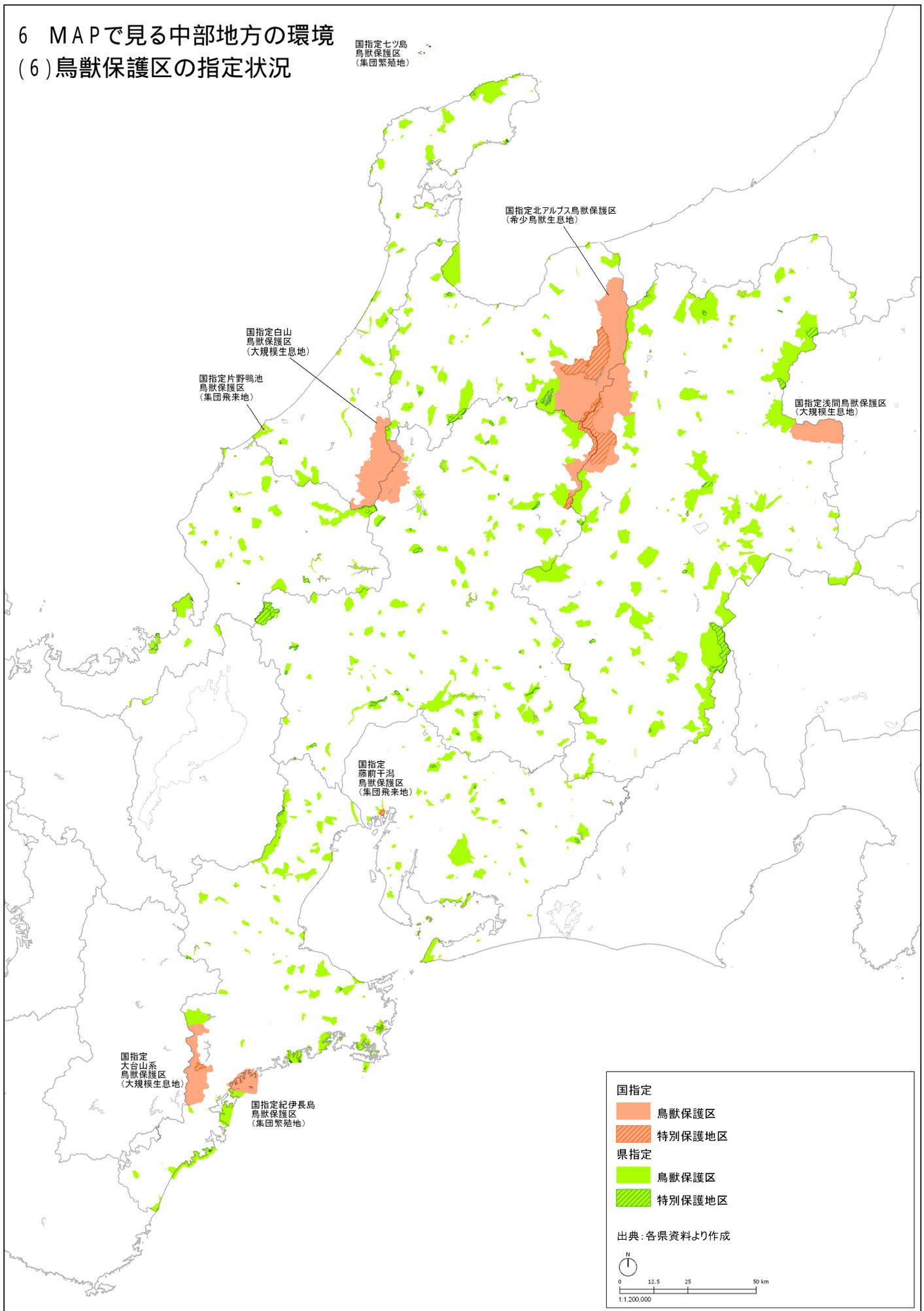
6 MAPで見る中部地方の環境

(5) 自然公園及び自然歩道の分布図

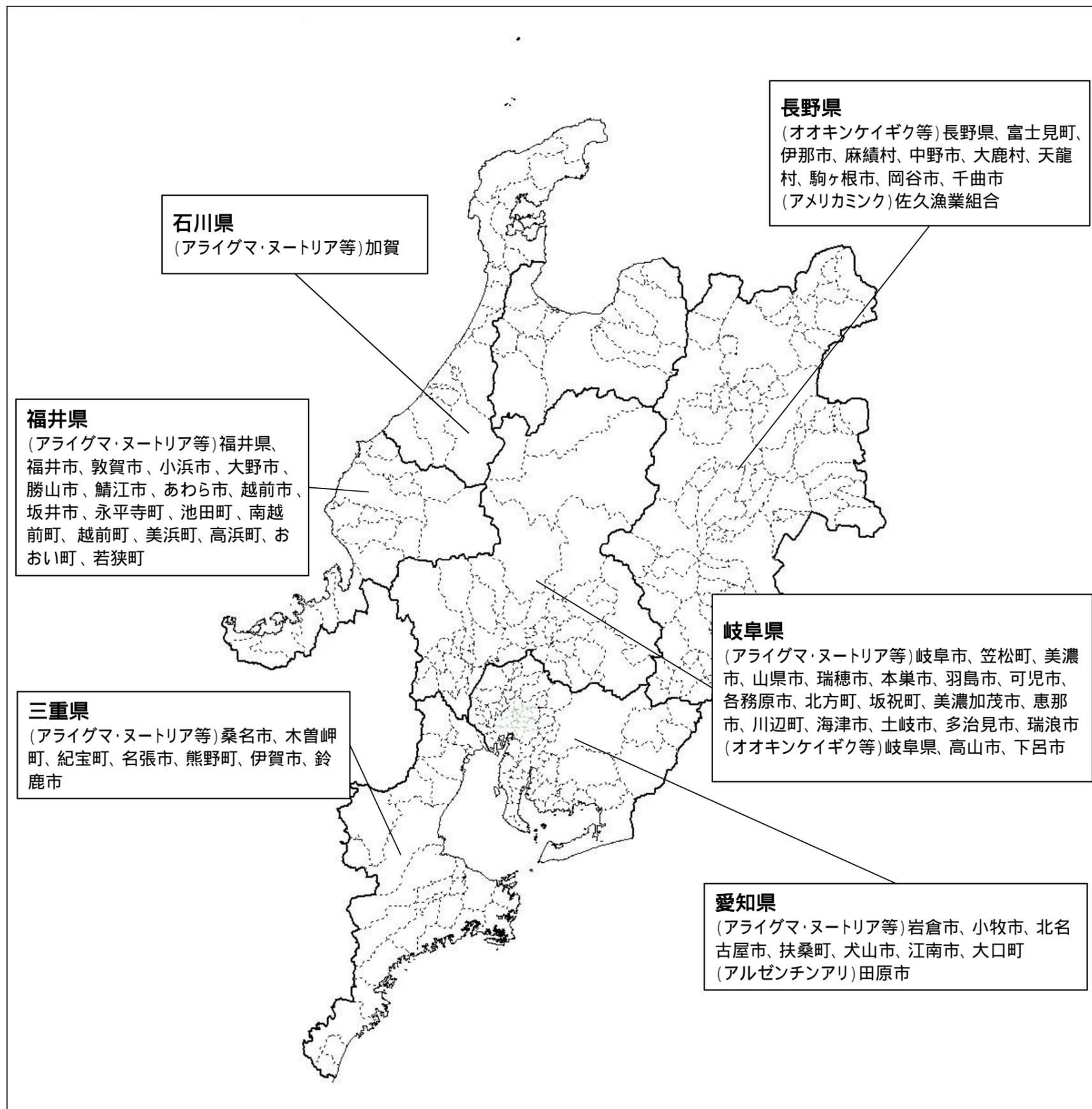


6 MAPで見る中部地方の環境

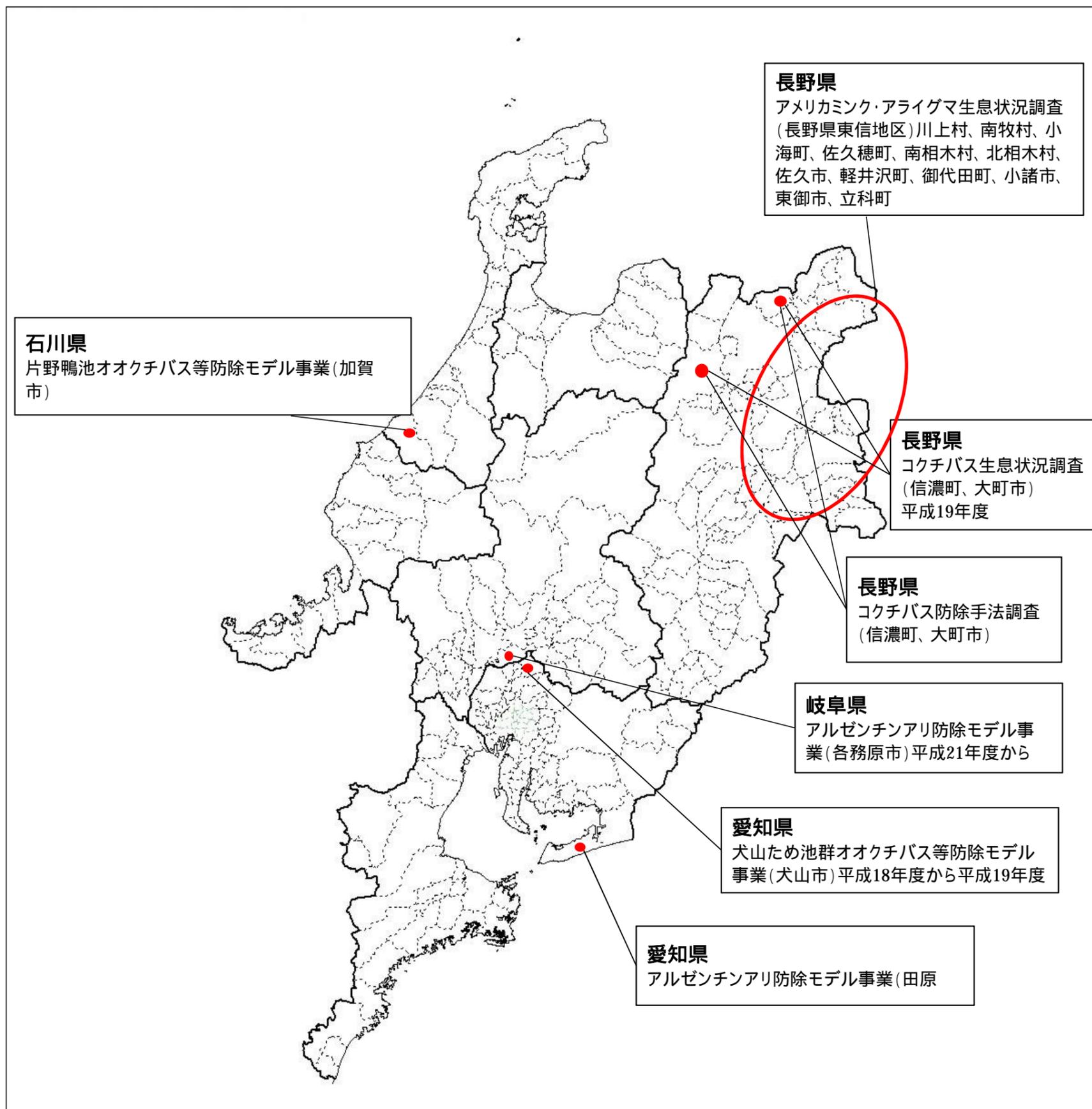
(6) 鳥獣保護区の指定状況



6 MAPで見る中部地方の環境
(7) 特定外来生物の「防除の確認・認定」取得地域

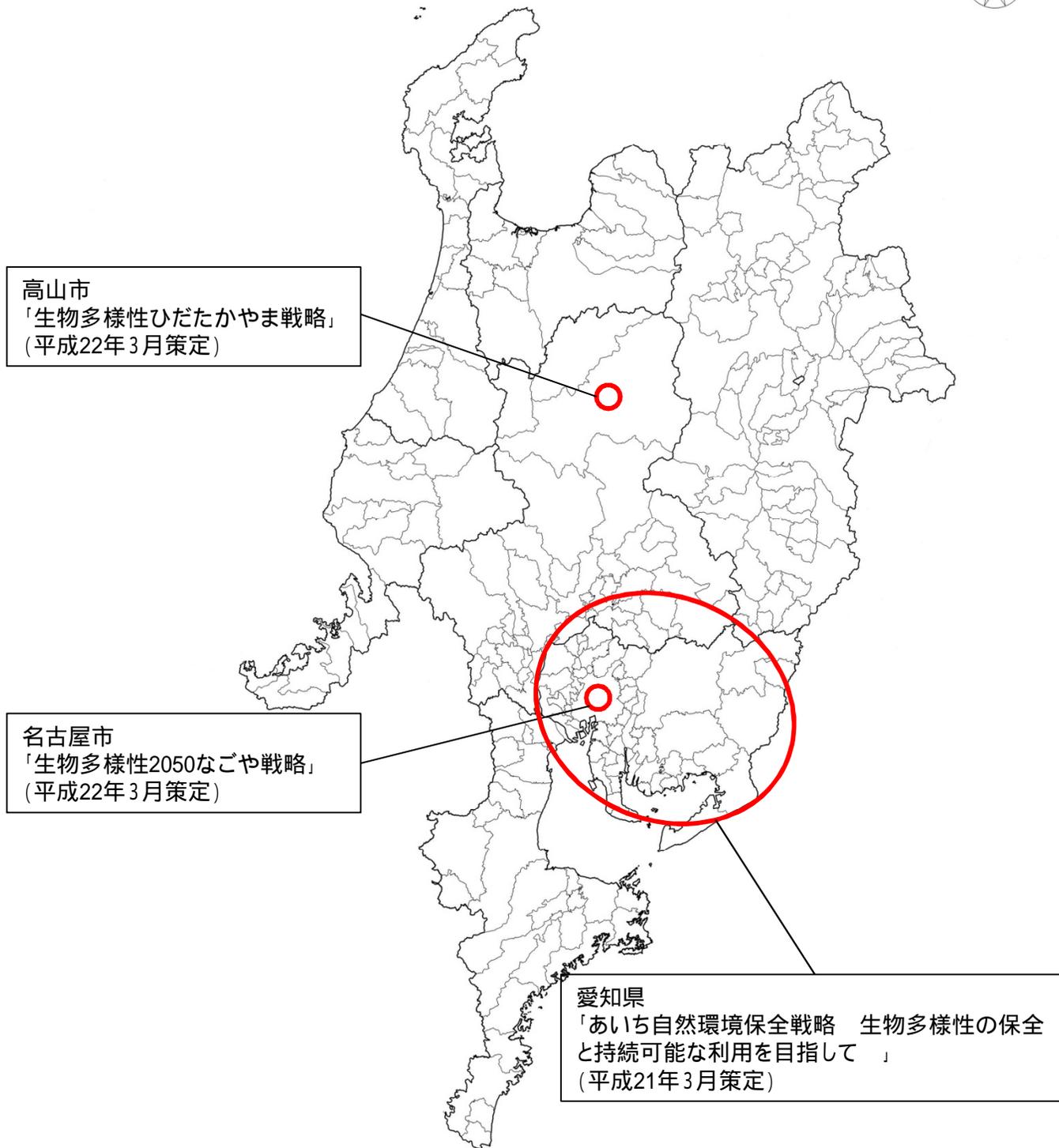


6 MAPで見る中部地方の環境
(8) 特定外来生物防除モデル事業の実施状況

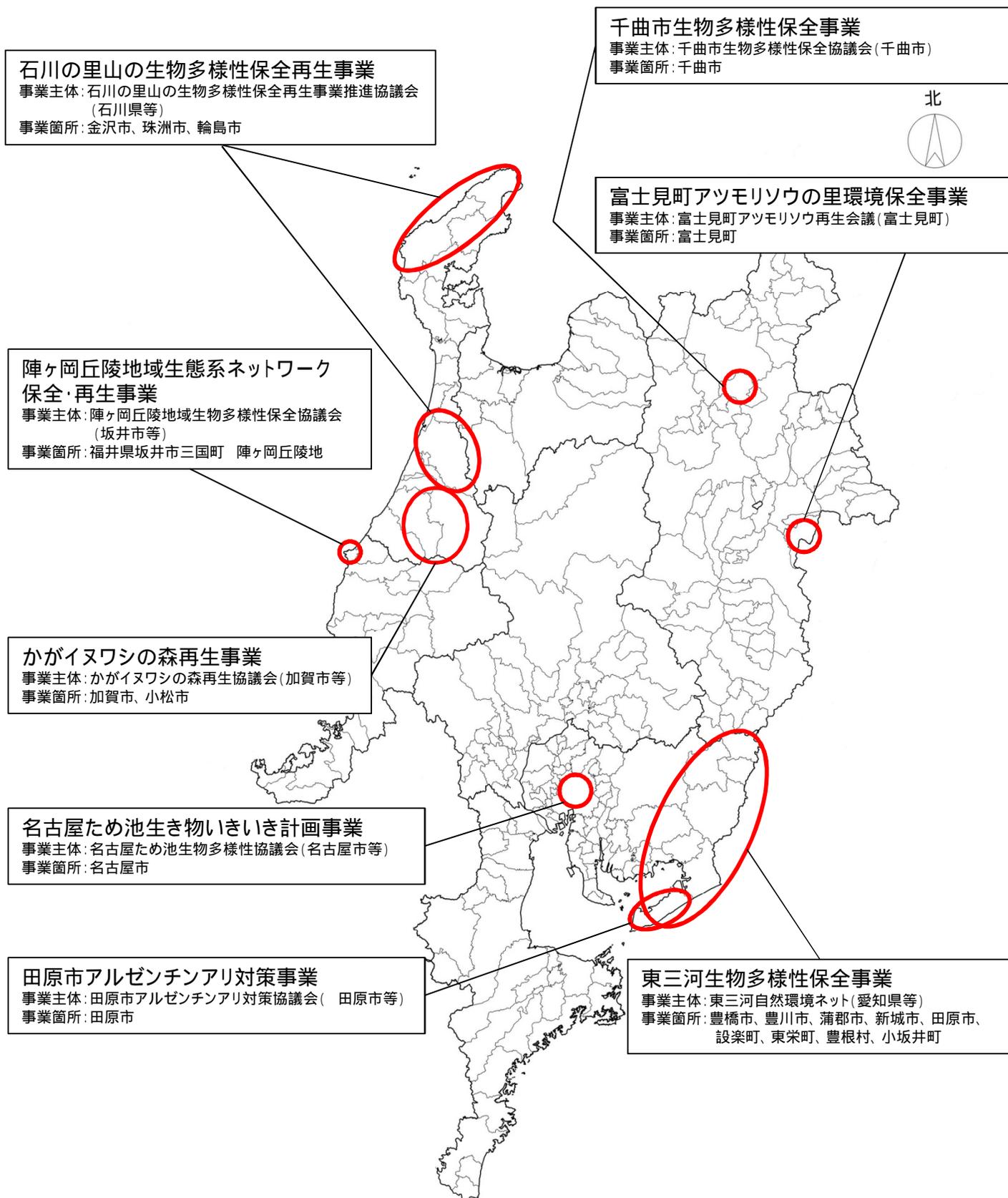


6 MAPで見る中部地方の環境

(9) 生物多様性地域戦略の策定状況 (平成22年4月現在)

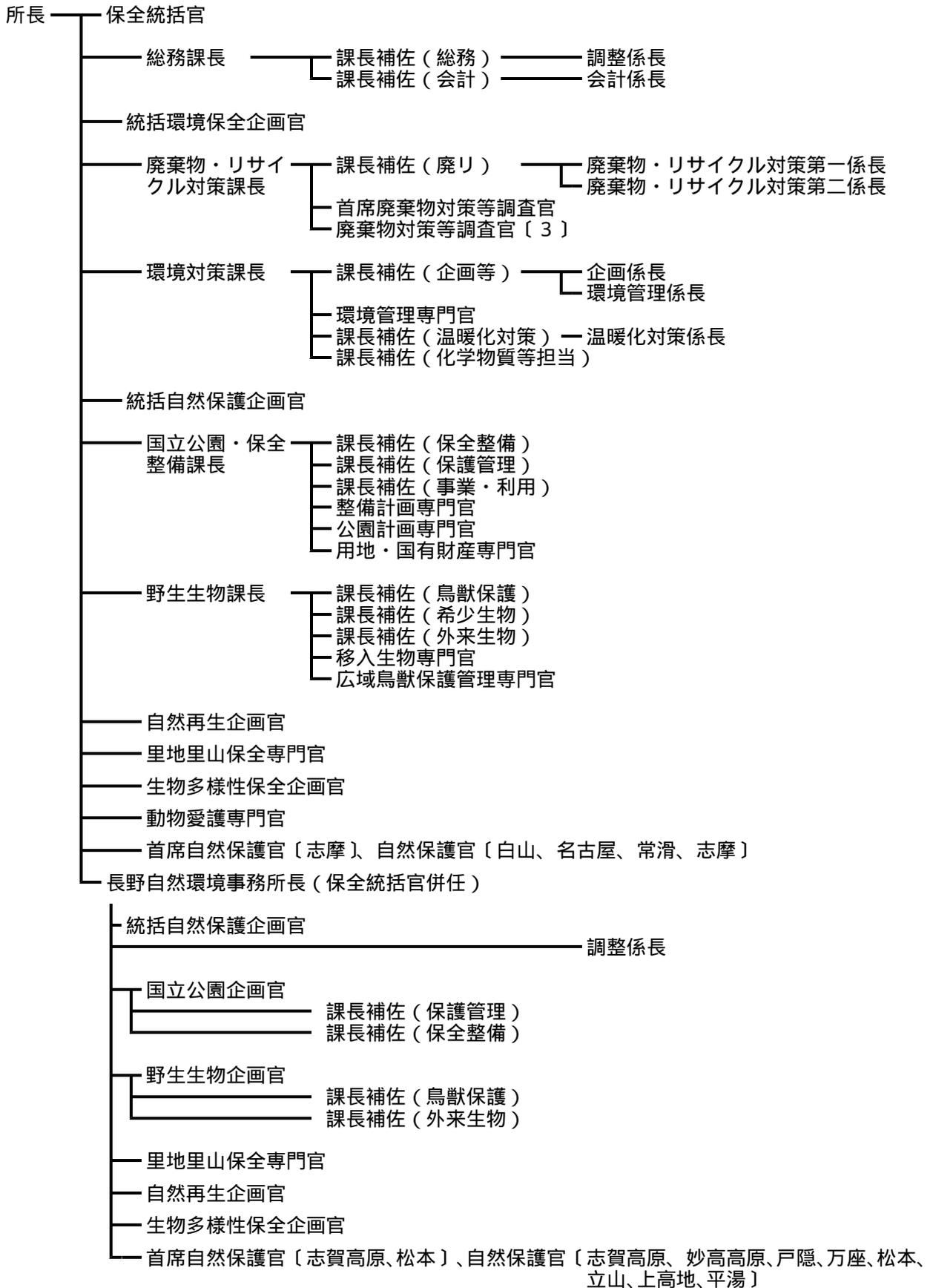


6 MAPで見る中部地方の環境 (10) 生物多様性保全推進支援事業実施箇所



組織図・事務所等一覧

(1) 組織図 (平成22年4月1日現在：定員)



(2) 事務所等一覧

中部地方環境事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2 - 5 - 2 T E L 052-955-2130 F A X 052-951-8889
白山自然保護官事務所	〒920-2501 石川県白山市白峰ホ - 25 - 1 T E L 076-259-2902 F A X 076-259-2085
名古屋自然保護官事務所	〒455-0845 名古屋市港区野跡4 - 11 - 2 稲永ビルヂャセンター内 T E L 052-389-2877 F A X 052-389-2878
志摩自然保護官事務所	〒517-0501 三重県志摩市阿児町鵜方3098 - 26 T E L 0599-43-2210 F A X 0599-43-2373
長野自然環境事務所	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 T E L 026-231-6570 F A X 026-235-1226
志賀高原自然保護官事務所	〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148 T E L 0269-34-2104 F A X 0269-34-3828
妙高高原自然保護官事務所	〒949-2112 新潟県妙高市大字関川2279 - 2 T E L 0255-86-2441 F A X 0255-86-2464
戸隠自然保護官事務所	〒381-4102 長野県長野市戸隠豊岡9794 - 128 T E L 026-254-3060 F A X 026-254-3089
万座自然保護官事務所	〒377-1524 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原710 嬭恋観光協会2階 T E L 0279-97-2083 F A X 0279-97-4302
松本自然環境事務所	〒390-1501 長野県松本市安曇124 - 7 T E L 0263-94-2024 F A X 0263-94-2651
立山自然保護官事務所	〒930-0229 富山県中新川郡立山町前沢新町282 T E L 0764-62-2301 F A X 0764-63-5472
上高地自然保護官事務所 冬季連絡先	〒390-1516 長野県松本市安曇4468
松本自然環境事務所	T E L 0263-95-2032 F A X 0263-95-2172
平湯自然保護官事務所	〒506-1433 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯763 - 12 T E L 0578-9-2353 F A X 0578-9-3638
【関連機関】	
中部環境パートナーシップオフィス	〒460-0003 名古屋市中区錦2 - 4 - 3 錦パークビル4階 T E L 052-218-8605 F A X 052-218-8606

中部地方環境事務所 主要年表

	月	日	
	3	8	藤前干潟協議会設立総会
	3	27	稲永ビクターセンター、藤前活動センター開館記念式典
	6	14	中部環境展(～16日、名古屋市)
	8	20	ごみゼロ推進北越地区大会(～21日、石川県金沢市)
	8	21	ごみゼロ推進中部地区大会(名古屋市)
	9	1	中部環境パートナーシップオフィス(EPO中部)開設
	10	1	中部地方環境事務所(名古屋市中区錦)・長野自然環境事務所(長野市旭町)設置
	11	19	藤前干潟ふれあいデー(～20日)
	12	13	第1回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	12	13	上高地自動車利用適正化連絡協議会交通対策小委員会
	12	14	環境カウンセラー研修(名古屋市)
平成18年 (2006年)	2	2	平成17年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(所内)
	2	10	外来生物法説明会(長野県長野市)
	2	13	外来生物法説明会(長野県塩尻市)
	2	15	第2回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	2	20	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会
	2	21	長野県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(長野県松本市)
	3	10	立山室堂積雪期利用適正化検討会(富山県富山市)
	3	16	三重県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(三重県津市)
	3	17	石川県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(石川県金沢市)
	3	20	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県富山市)
	3	29	EPO中部運営協議会(名古屋市)
	3		藤前干潟鳥獣保護区マスタープラン策定
	4	27	第3回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	4	29	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 指定50周年イベント(新宿御苑)
	5	18	第4回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	6	6	中部エコライフフェア(～8日、名古屋市)
	7	3	上高地実務研修(～7日、上高地)
	7	4	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 指定50周年写真展(新宿御苑アートギャラリー)
	8	1	伊勢志摩国立公園公園計画点検告示
	8	8	外来生物の適正飼養普及啓発説明会(長野県安曇野市)
	8	9	外来生物の適正飼養普及啓発説明会(富山県高岡市)
	8	22	第5回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	8	23	環境教育リーダー研修(～25日、三重県鈴鹿市)
	8	23	セイヨウオオマルハナバチの取扱いに関する説明会(岐阜県岐阜市)
	9	6	平成18年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(～7日、所内)
	9	29	EPO中部運営協議会(石川県金沢市)
	10	20	3R推進中部地方大会(～21日、愛知県名古屋市)
	10	24	岐阜県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(岐阜県岐阜市)
	10	25	環境カウンセラー研修(名古屋国際会議場)
	10	25	富山県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(富山県富山市)
	10	31	伊勢志摩国立公園管理計画検討会(第1回)(三重県志摩市)
	11	8	第48回自然公園大会(伊勢志摩国立公園)(～9日)
	11	11	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 指定50周年シンポジウム(長野県長野市)
11	18	藤前干潟ふれあいデー(～19日)	
11	22	伊勢志摩国立公園管理計画検討会(第2回)(三重県鳥羽市)	
11	27	第6回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)	
12	15	上高地自動車利用適正化連絡協議会交通対策小委員会	
12	18	立山室堂積雪期利用適正化検討会(富山県富山市)	

平成19年 (2007年)	1	28	環白山保護利用管理協会設立総会(石川県金沢市)
	2	17	伊勢志摩国立公園指定60周年記念講演「伊勢志摩の未来づくりに向けて」
	2	21	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会
	2	23	外来生物シンポジウム(名古屋市)
	3	4	伊勢志摩国立公園指定60周年記念講演「エコツーリズムで地域が変わる」
	3	15	鳥羽市エコツーリズムシンポジウム
	3	20	EPO中部運営協議会(名古屋市)
	3	20	第7回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	3	22	伊勢志摩国立公園管理計画検討会(第3回)(三重県鳥羽市)
	3	27	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県富山市)
	4	26	平成19年度中部地域環境問題懇談会(所内)
	6	16	中部エコライフフェア(~17日、名古屋市)
	6	29	第8回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	7	9	上高地実務研修(~13日、上高地)
	7	13	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)
	7	24	EPO中部運営協議会(名古屋市)
	7	25	災害等廃棄物処理事業費補助金説明会(福井県福井市)
	8	24	信州環境フェア出展(長野県長野市)
	8	27	環境教育リーダー研修(~29日、長野県塩尻市)
	9	12	平成19年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(~13日、所内)
	9	13	第1回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	9	26	上高地自動車利用適正化連絡協議会臨時総会
	10	5	黒部樺平VCワークショップ(富山県黒部市)
	10	20	3R推進中部地方大会in富山(~21日、富山県富山市)
10	25	21世紀環境立国戦略セミナー(名古屋市)	
11	6	環境カウンセラー研修(名古屋市)	
11	6	平成19年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(所内)	
11	7	平成19年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(福井県福井市)	
11	15	第9回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)	
11	17	藤前干潟ふれあいデー(~18日)	
11	26	北勢地域ESTフォーラム(三重県四日市市)	
12	12	国指定平野鴨池鳥獣保護区の保護に関する指針の変更	
平成20年 (2008年)	1	29	志賀高原利用適正化基本構想意見交換会
	1	31	上信越高原国立公園第1回管理計画検討会(長野県上田市)
	2	15	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(石川県金沢市)
	2	16	CO2削減セミナー・北陸 ~家庭から始める地球温暖化ストップ~(富山県富山市)
	2	18	上信越高原国立公園(浅間地域)連絡会議(長野県小諸市)
	2	21	上信越高原国立公園(菅平地域)連絡会議(長野県上田市)
	2	22	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(名古屋市)
	2	25	上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万地域)連絡会議(群馬県嬬恋村)
	2	27	志賀高原利用適正化基本構想意見交換会
	3	10	中部地域における環境と経済、社会の統合的向上モデル懇談会(所内)
	3	10	第10回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	3	10	第2回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	3	17	EPO中部運営協議会(石川県金沢市)
	3	19	上信越高原国立公園第2回管理計画検討会(長野県上田市)
	3	29	講演会&東海3県活動報告~知ろう・わかって・始めよう!地球温暖化防止~(三重県津市)
	5	27	EPO中部運営協議会(所内)
	5	28	中部山岳国立公園南部地域管理計画南部地域地元意見交換会(岐阜県高山市)
5	29	中部山岳国立公園南部地域管理計画上高地地域地元意見交換会(長野県松本市)	
5	30	「全国ごみ不法投棄監視ウィーク三重県出発式」及びスカイパトロール(三重県津市ほか)	
5	30	中部山岳国立公園南部地域管理計画乗鞍地域地元意見交換会(長野県松本市)	
6	2	三県一市・中部地方環境事務所合同による産業廃棄物運搬車両路上検査(愛知県津島市)	

平成20年 (2008年)	6	14	ちゅうぶエコライフフェア(～15日、名古屋市)
	6	23	上高地実務研修(～27日、上高地)
	7	16	第3回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	7	17	中部山岳国立公園南部地域管理計画検討会(長野県松本市)
	7	29	エコツーリズム推進法 長野・富山ブロック説明会(長野県長野市)
	7	30	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)
	8	20	環境教育リーダー研修(～22日、岐阜県高山市)
	8	23	いしかわ環境フェア出展(～24日、石川県金沢市)
	9	7	環境デーなごや出展(名古屋市)
	9	10	平成20年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(所内)
	9	12	第11回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	9	27	3R推進長野大会(長野県長野市)
	10	21	3Rについて語ろうin三重(三重県津市)
	10	23	上信越高原国立公園管理計画検討会(長野県上田市)
	10	25	とやま環境フェア出展(～26日、富山県高岡市)
	10	31	白山鳥獣保護区計画更新
	11	5	環境カウンセラー研修(名古屋市)
	11	6	平成20年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(三重県津市)
	11	7	平成20年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(石川県金沢市)
	11	10	愛知県警ヘリコプターによる合同スカイパトロール(愛知県豊田市)
	11	15	藤前干潟ふれあいデー(～16日)
	11	26	第16回東海地域関係省庁懇話会(稲永ビジターセンター)
12	9	上信越高原国立公園管理計画検討会(長野県上田市)	
12	22	EPO中部運営協議会(所内)	
平成21年 (2009年)	1	24	シンポジウム&中部4県活動報告会 - 地球温暖化防止 ひろがれ!つながれ!ちいきの環(岐阜県岐阜市)
	1	26	第1回中部地方における地方公共団体による地球温暖化対策の推進状況等調査検討会議(所内)
	1	30	エコアクション21認証・登録制度セミナー(名古屋市)
	2	19	名古屋市フライウェイパートナーシップ証書交付(名古屋市)
	2	25	「エコツーリズム推進法」中部ブロック説明会～“たび”と創る持続的な地域社会を目指して～(三重県鳥羽市)
	3	1	中部地方環境事務所庁舎移転(名古屋市中区三の丸へ)
	3	2	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会
	3	4	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山市)
	3	6	高病原性鳥インフルエンザ実地研修開催(名古屋市)
	3	11	第4回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	3	11	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に関する一般説明会(名古屋市)
	3	12	加賀市フライウェイパートナーシップ証書交付(石川県加賀市)
	3	12	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(名古屋市)
	3	13	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(石川県金沢市)
	3	16	第2回中部地方における地方公共団体による地球温暖化対策の推進状況等調査検討会議(所内)
	3	23	立山室堂周辺積雪期利用適正化協議会(富山県富山市)
	3	24	食品残さのリサイクルから地域循環圏を考えるシンポジウム(名古屋市)
	3	27	第12回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	3	30	中部地方環境問題有識者懇談会(所内)
	4	1	COP10推進チーム結成
	5	22	国際生物多様性の日記念イベント出展(～24日 名古屋市)
	5	22	第1回三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動(名古屋市)
	5	29	全国不法投棄監視ウィーク美謁見出発式(三重県津市)
	6	1	全国ごみ不法投棄監視ウィーク三重県スカイパトロール(三重県津市)
	6	16	平成21年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(長野県松本市)
	6	19	地域グリーンニューデール基金説明会(所内)
	6	26	トークイベント「中部地方の地域環境力を創る」(名古屋市)
7	28	平成21年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(市内)	
7	30	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)	

平成21年 (2009年)	7	30	EPO中部運営検討・提案会議(所内)
	8	22	いしかわ環境フェア(～23日 石川県金沢市)
	8	25	中部山岳国立公園南部地域管理計画検討会(長野県松本市)
	8	26	環境教育リーダー研修(～28日 愛知県岡崎市)
	8	27	国指定紀伊長島鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会
	9	3	「セミナー生物多様性と民間事業者の参画」(生物多様性民間参画ガイドライン説明会)(名古屋市)
	9	8	石綿健康被害救済制度に関する説明会(名古屋市)
	9	7	第13回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(三重県四日市市)
	9	11	3R推進長野大会(長野県長野市)
	9	20	環境デーなごや出展(名古屋市)
	9	24	生物多様性白書を読むセミナー～里山・里海の利用と保全活動が創る北陸地方の生物多様性～(石川県金沢市)
	10	8	三県一市・中部地方環境事務所合同による産業廃棄物運搬車両路上検査(岐阜県土岐市)
	10	16	3Rについて語るうin福井(福井県福井市)
	10	21	中部地方COP10関係省庁円卓会議(名古屋市)
	10	23	第2回三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動(名古屋市)
	10	24	とやま環境フェア(～25日 富山県富山市)
	10	29	環境カウンセラー研修(名古屋市)
	11	6	立山室堂平周辺積雪期利用適正化協議会(富山県立山町)
	11	9	中部地方環境教育担当者会議(所内)
	11	18	生物多様性地域対話「ポスト2010年目標」(名古屋市)
	11	25	エコアクション21説明会(富山県富山市)
	11	27	上信越高原国立公園須坂・高山地域再検討説明会(長野県須坂市)
	12	9	上信越高原国立公園須坂・高山地域再検討説明会(長野県高山村)
	12	10	中部山岳国立公園南部地域管理計画検討会(長野県松本市)
12	10	愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る関係機関連絡調整会議	
12	21	中核市・特例市地域グリーンニューディール基金説明会(所内)	
12	22	生物多様性対話「生物多様性国家戦略2010」(名古屋市)	
12	24	白山国立公園管理計画検討会(石川県金沢市)	
平成22年 (2010年)	1	23	中部エネルギー・温暖化対策推進会議主催 環境シンポジウム&中部4県活動報告会(名古屋市)
	1	23	国際生物多様性年キックオフシンポジウム「つなげる・つながる・つながっていく！」～命の連鎖-私たちの里海・伊勢湾の生物多様性～(三重県鳥羽市)
	1	29	全国地方環境事務所等連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」開始
	2	2	上信越高原国立公園須坂・高山地域再検討説明会(長野県須坂市)
	2	3	平成21年度中部管内環境担当部長会議(所内)
	2	24	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会(長野県松本市)
	2	24	樺平ビジターセンター整備に係る展示内容等説明会(富山県黒部市)
	2	24	高病原性鳥インフルエンザにかかる研修開催
	3	3	白山国立公園管理計画検討会(石川県金沢市)
	3	5	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県立山町)
	3	6	シンポジウム「伊勢湾 森と海の未来」(名古屋市)
	3	8	EPO中部運営検討・提案会議(所内)
	3	9	エネルギー特別会計補助事業等説明会(名古屋市)
	3	9	木曽川イタセンパラ保護協議会設立
	3	10	エネルギー特別会計補助事業等説明会(石川県金沢市)
	3	11	第5回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	3	18	改正自然公園法等説明会(名古屋市)
	3	24	立山室堂平周辺積雪期利用適正化協議会(富山県立山町)

未来が変わる。
日本が変える。

チャレンジ
25



地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

平成 22 年 5 月発行
中部地方環境事務所
〒460-0001
名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号
052-955-2130
長野自然環境事務所
〒380-0846
長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎
026-231-6570